

藤井寺市障害者計画

～人権尊重の理念に基づく障害者施策の構築を目指して～

**平成19年3月
藤井寺市**

はじめに

本市においては、障害のある人々が安心して快適に暮らせるよう「心かよいあう福祉社会」の実現を目指し、平成12年度から平成18年度までの7年間「藤井寺市障害者基本計画」を策定し、障害者施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化社会の到来、高度情報化社会の中、市民の価値観、生活様式の多様化、本格的な分権型社会により、大きく変化しています。また、平成12年度から介護保険が導入されるとともに、障害者福祉では、平成15年度から従来の措置制度に替え障害者支援費制度への移行、平成17年10月には障害者自立支援法が制定され、障害者を取り巻く環境が大きく変化してきました。

「リハビリテーション」を踏襲し、誰もが社会の中で孤立し、また排除されることなく、自己の存在価値と役割を持ち得る社会を目指す「ソーシャル・インクルージョン（社会包括）」の具現化と、「人間尊重の理念に基づく障害者施策の構築を目指す」というテーマのもと、障害のある人々へのきめ細かな対応の視点に立ち、その支援体制の確立と障害福祉サービス提供基盤の整備・充実のため、平成23年度までの必要な障害福祉サービスと必要なサービス量を定めた「藤井寺市障害者計画」「藤井寺市障害福祉計画」を一体的に策定しました。

今後、施策の推進にあたり市民の力、民間の力、行政の力を合わせ「協働」に基づいて、障害者福祉の向上に取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後に、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を頂きました藤井寺市障害者基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、各障害者団体、関係機関の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成19年3月

藤井寺市長

【目 次】

第1部 計画の策定にあたって.....	1
第1章 計画の基本的な考え方.....	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の理念	3
第3節 計画の視点	4
1. 社会のバリアフリー化の推進	4
2. 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開	4
3. 総合的かつ効果的な施策の推進.....	4
4. 制度の一元化とサービス基盤の整備.....	4
第4節 計画の位置づけ.....	5
第5節 計画の期間	6
第2章 藤井寺市の現状と課題.....	7
第1節 障害者の状況	7
1. 障害者手帳所持者数の状況.....	7
2. 福祉サービスの利用状況	10
第2節 アンケート調査から見る現状と課題.....	16
1. 「藤井寺市障害者計画策定に係るアンケート調査」	16
第3節 障害者福祉を取り巻く課題.....	31
1. 障害・障害のある人への理解の促進.....	31
2. 新たな障害福祉サービスの提供体制の整備	31
3. 障害のある人の生活支援体制の充実.....	32
4. 社会参加・自立に向けた支援体制づくり.....	32
5. 障害のある人が安心して暮らせる環境づくり.....	33
第2部 障害者計画	35
第1章 施策の基本方向と施策の取組み.....	36
第1節 施策の体系.....	36
第2節 人権擁護と啓発活動.....	37
1. 広報・啓発活動の推進.....	37
2. 人権擁護・福祉教育の推進.....	39

3. ボランティア活動の推進	40
4. 障害児・者への福祉活動の取組み	40
第3節 福祉サービス	41
1. 在宅サービス等の充実.....	41
2. 権利擁護の推進	44
3. 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進	45
4. 地域福祉活動の推進	46
第4節 保健・医療	47
1. 障害の早期発見と対応.....	47
2. 医療体制の充実	48
第5節 教育・育成	49
1. 就学前療育・保育の充実	49
2. 障害のある子どもの教育の充実.....	50
第6節 障害のある人の雇用・就労	52
1. 障害のある人の雇用機会の拡大.....	52
2. 総合的な支援施策の推進	53
第7節 生活環境	54
1. 住空間・公共施設等のバリアフリー化	54
2. 防災・防犯への対応	56
第3部 障害福祉計画	57
第1章 障害福祉計画の概要	58
第1節 計画の背景と趣旨.....	58
第2節 計画の構成（体系）	60
第3節 新サービスの体系.....	61
第2章 障害福祉サービス・地域生活支援事業の整備・充実	62
第1節 平成23年度の目標値の設定	62
1. 入所施設の入所者の地域生活への移行	62
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行.....	62
3. 福祉施設から一般就労への移行.....	63

第2節 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策	64
1. 訪問系サービス及び短期入所におけるサービスの見込み量.....	64
2. 日中活動系サービス及び療育介護、及び児童ディサービスにおける見込み量	66
3. 居住系サービスの見込み量.....	69
4. 見込み量の確保の方策.....	72
第3節 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策	74
1. 地域生活支援事業（必須事業）の量の見込み.....	74
2. 見込み量の確保の方策.....	79
第4節 用語説明（各種サービスの内容）	80
 第4部 計画の推進体制	83
 第1章 推進基盤の整備	84
第1節 地域との連携	84
第2節 保健、医療との連携.....	84
第3節 庁内推進体制の整備.....	84
第2章 計画の点検・評価	85

今回の障害者計画において、第1部では基本的な計画方針や理念にもとづき、藤井寺市の現状と課題について述べています。さらに、従来の計画をベースに第2部・障害者計画が組み立てられています。第3部・障害福祉計画においては、新しい制度における供給量を予測しています。その根拠となるのは、過去の実績から組み立てられた将来予測に他なりません。第4部においては、計画の推進体制についてまとめております。

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

わが国における障害者施策に関する流れを振り返ると、昭和57年、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成4年には、その後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。この新長期計画は、平成4年12月に改正された「障害者基本法」に基づく障害者基本計画として位置づけられ、平成7年には、新長期計画の後期重点施策実施計画として「障害者プラン」が策定され、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標が掲げられました。平成14年には「新・障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年」が策定され、現在、各省庁の連携によって両計画が展開されています。

しかし、近年、高齢化の進行に伴う身体障害者数の増加や障害の重度化、重複化の傾向がみられ、また、社会・経済状況等の変化による心的ストレスを要因とした精神障害の増加もみられ、障害者福祉を取り巻くニーズは多様化しており、障害の状況に応じた施策の充実が急務となっています。

このような状況の中、個人の尊厳が尊重され、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、社会福祉基礎構造改革の一環として、平成12年に「介護保険制度」、平成15年には「支援費制度」が施行され、社会で支えあう障害者福祉施策の新たなる枠組みがつくられました。そして平成17年には、今後、サービス利用の増加が予測される中、サービスの質を保ちつつ、必要なサービス量を確保し、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため、「障害者自立支援法」が成立しました。この法律の成立により、市町村を中心としたサービス提供体制を基本に、居宅・施設サービス体系の再構築や国・府・市町村・利用者の費用負担のあり方など、障害者福祉施策が抜本的に見直されることとなりました。

本計画は、これら国の流れ及び「第4次藤井寺市総合計画」における基本方針である（～安全・安心と歴史を未来に引き継ぐまち藤井寺～）のテーマをかけ、長期的・総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害者福祉の充実に向けての目標及び具体的な取り組みを明らかにしたものです。

第2節 計画の理念

「人権尊重の理念に基づく障害者施策の構築を目指して」

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が生活しています。だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活における当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会をめざしていかなければなりません。

藤井寺市では、障害の有無にかかわらず一般社会の中で障害のある人とない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することを支援する「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

第3節 計画の視点

1. 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、だれもが持てる能力を最大限に発揮しながら住み慣れた地域において、安心・安全に生活できるよう、道路交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化を進めます。また、ハード面だけでなく精神的な心のバリアフリーについても取り組みを進め、すべての市民が生活しやすい福祉のまちづくりを目指します。

2. 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害に応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や地域住民団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整え、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの体制を充実します。

3. 総合的かつ効果的な施策の推進

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保するとともに、「藤井寺市いきいき長寿プラン」「藤井寺市次世代育成支援行動計画」をはじめ「藤井寺市地域福祉計画」等との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

4. 制度の一元化とサービス基盤の整備

障害者自立支援法の成立により、これまで障害種別ごとに分かれていた各種サービスは、新たに「自立支援給付」「地域生活支援事業」として見直し一元化されました。そのため、身近な地域においてこれら新たなサービスを利用できるよう、各種サービス基盤の整備を行うとともに、身近な地域におけるサービス拠点づくりとして、NPOや地域住民団体等によるインフォーマルサービス等の社会資源を活用した基盤整備を進めていきます。

第4節 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条3項に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法第88条1項に基づく市町村障害福祉計画とを一体的に策定したものであり、藤井寺市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び大阪府の「新・大阪府障害者基本計画」を踏まえたものとします。

また、この計画は「第4次藤井寺市総合計画」の部分計画として位置づけられ、藤井寺市の関連計画である「地域福祉計画」「第3期藤井寺市いきいき長寿プラン」「藤井寺市次世代育成支援行動計画」等の各種計画との整合性を持ったものとします。

■ 参考

障害福祉計画	
法的根拠	障害者自立支援法
市町村の策定義務	義務
計画の性格	障害福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・県の計画との関係	国の基本指針に則して作成し、市町村障害福祉計画を積み上げていく形で 都道府県障害福祉計画を策定
計画期間	第1期 平成18~20年度
策定後の対応	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

※障害者基本計画については、障害者基本法を法的根拠法としています。

現在は努力義務ですが平成19年度から義務化になります。

第5節 計画の期間

この計画の期間は、平成 18 年度から平成 23 年度までの 6 年間とします。

ただし、障害福祉計画については、障害者自立支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについて、短期・中期的なサービス見込み量を算出する必要があることから、現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成 23 年度末までの目標値を設定するとともに、そこにいたる中間段階の位置づけとして、平成 20 年度までを第 1 期として定めます。その後、3 年を 1 期として必要な見直しを行っていくものとします。

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
				藤井寺市障害者基本計画（平成 18 年度～23 年度）					
					本計画（第 1 期計画）				
								第 2 期計画	

第2章 藤井寺市の現状と課題

第1節 障害者の状況

1. 障害者手帳所持者数の状況

平成14年から平成18年の障害者手帳所持者数の状況をみると、平成14年では2,585人であったものが、平成18年では3,120人と増加しています。

各種手帳別にみると、「身体障害者手帳所持者数」「療育手帳所持者数」「精神障害者保健福祉手帳所持者数」どの分野でもここ数年、増加傾向が続いている。

なお、精神障害者保健福祉手帳を申請されていない人への対応として、関係部署との連携を図り、窓口業務の強化が必要と思われます。

(単位：人)

区分	手帳所持者 総数	身体障害者手帳 所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数
平成14年	2,585	2,192	293	100
平成15年	2,681	2,262	302	117
平成16年	2,825	2,374	309	142
平成17年	2,974	2,496	315	163
平成18年	3,120	2,588	340	192

各年3月末時点の数値

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

平成14年～平成18年における身体障害者手帳所持者の種類別構成比をみると、「肢体不自由」の割合が最も高く、次いで「内部障害」の割合が高くなっています。

構成比率の推移では、内部障害者の増加が目立ちます。視覚障害と聴覚・平衡機能障害にやや減少傾向が見受けられますが、その他の障害はあまり変化がありません。

(単位：人・%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
視覚障害	185 8.4	201 8.9	204 8.6	211 8.5	210 8.1
聴覚・平衡機能障害	154 7.0	156 6.9	169 7.1	174 7.0	169 6.5
音声・言語・そしゃく	32 1.5	32 1.4	36 1.5	36 1.4	42 1.6
肢体不自由	1,282 58.5	1,303 57.6	1,372 57.8	1,439 57.7	1,491 57.6
内部障害	539 24.6	570 25.2	593 25.0	636 25.5	676 26.1
合計	2,192	2,262	2,374	2,496	2,588

各年3月末時点の数値

等級別構成比

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	45	50	24	22	36	33
聴覚・平衡機能障害	26	31	34	25	0	53
音声・言語・そしゃく	0	5	20	17		
肢体不自由	263	324	282	388	163	71
内部障害	328	32	139	177		

平成18年3月末現在

(2) 療育手帳所持者の状況

平成14年から平成18年における療育手帳所持者の等級別割合の割合をみると、「A」が51.5~55.0%、「B」が45.0~48.5%と約半数ずつの割合となっています。

(単位：人・%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
A	158 53.9	161 53.3	170 55.0	166 52.7	175 51.5
B 1	67 22.9	71 23.5	64 20.7	68 21.6	77 22.6
B 2	68 23.2	70 23.2	75 24.3	81 25.7	88 25.9
小計	135 46.1	141 46.7	139 45.0	149 47.3	165 48.5
合計	293	302	309	315	340

各年3月末時点の数値

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移では、年々増加しているのが分かります。

(単位：人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
1級		36	37	39	36
2級		70	91	106	129
3級		11	14	18	27
合計	100	117	142	163	192

各年3月末時点の数値

2. 福祉サービスの利用状況

(1) 居宅生活の利用状況

■ ホームヘルプサービス

平成 15 年から平成 17 年にかけて各年 10 月時点のホームヘルプサービスの利用状況をみると、「知的障害者」以外では「実利用人数」「延べ利用時間」とともに増加傾向にあり、ここ数年利用増加が大きいサービスとなっています。特に、「身体障害者」と「障害児」におけるサービス利用の増加が顕著となっています。

(単位：人・時間)

区 分		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者 (居宅介護)	身体・家事・日常 (人)	40	89	138
	(時間)	410	855	1,213
知的障害者 (居宅介護)	身体・家事 (人)	8	20	9
	(時間)	30	129	41
精神障害者 (居宅介護)	身体・家事 (人)	8	8	16
	(時間)	79	69	122
障害児 (居宅介護)	身体 (人)	2	6	8
	(時間)	7	25	25
合 計	実利用人数	58	123	171
	延べ利用時間数	526	1,078	1,401

(資料：福祉課)

■ ガイドヘルプサービス

平成15年から平成17年にかけて毎年10月時点のガイドヘルプサービスの利用状況をみると、増減はあるものの、全体としては増加傾向にあります。

「知的障害者」については、平成16年10月と平成17年10月を比べると、実利用人数・延べ利用時間数ともにあまり変化が見られませんが、ガイドヘルプサービス全体では、ここ数年でサービス利用の大幅な増加がみられるサービスとなっています。

(単位：人・時間)

区分		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月
身体障害者	移動・移動介護(人)	88	131	170
	(時間)	584	880	1,113
知的障害者	移動・移動介護(人)	68	156	139
	(時間)	545	1,003	1,073
障害児	移動・移動介護(人)	67	169	176
	(時間)	562	1,433	1,542
合計	実利用人数	223	456	485
	延べ利用時間数	1,691	3,316	3,728

(資料：福祉課)

■ 短期入所（ショートステイ）及びデイサービス

平成15年から平成17年にかけて各年10月時点の短期入所の利用状況をみると、全体傾向としては、ほぼ横ばいで推移しています。「障害児」の利用状況をみると、実利用人数については、増加傾向が見られ、延べ利用日数については横ばいで推移しています。

(単位：人・人日)

区分		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月
身体障害者	実利用人数	5	6	5
	延べ利用日数(人・日)	59	55	53
知的障害者	実利用人数	14	20	17
	延べ利用日数(人・日)	75	86	87
障害児	実利用人数	8	7	11
	延べ利用日数(人・日)	33	24	28
合計	実利用人数	27	33	33
	延べ利用日数(人・日)	167	165	168

(資料：福祉課)

参考にデイサービス利用者の数値を載せておきます。

(単位：人・人日)

区分		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月
身体障害者	実利用人数	15	16	19
	延べ利用日数(人・日)	49	62	92
知的障害者	実利用人数	2	8	6
	延べ利用日数(人・日)	31	38	35
障害児	実利用人数	—	1	7
	延べ利用日数(人・日)	—	3	27

(資料：福祉課)

■ グループホーム

平成 15 年から平成 17 年にかけて各年 10 月時点のグループホームの利用状況をみると、「知的障害者」「精神障害者」については、やや増加傾向で推移していることがわかります。

(単位：人)

区 分		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
知的障害者	実利用人数	7	9	9
精神障害者	実利用人数	7	7	8
合 計	実利用人数	14	16	17

(資料：福祉課)

(2) 施設の利用状況

■ 身体障害者施設

平成 15 年から平成 17 年にかけて各年 10 月時点の身体障害者施設の利用状況をみると、全体傾向としては、通所利用が多く、入所者、通所者ともにほぼ横ばいで推移していますが、授産施設はやや減少傾向です。施設ごとにみると、「療護施設」の利用が最も多くなっています。

(単位：人)

区 分		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
更生施設	入所（実利用人数）	一	1	1
	通所（実利用人数）	5	6	6
療護施設	入所（実利用人数）	10	14	15
	通所（実利用人数）	11	15	16
授産施設	入所（実利用人数）	3	2	2
	通所（実利用人数）	3	2	2
合 計	入所（実利用人数）	13	17	18
	通所（実利用人数）	19	23	24

(資料：福祉課)

(単位：人)

区 分		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
福祉作業所	通所（利用人数）	14	14	14

(資料：福祉課)

■ 知的障害者施設

平成 15 年から平成 17 年にかけて各年 10 月時点の知的障害者施設の利用状況をみると、入所者については、横ばいで推移していますが、通所者については、やや増加傾向となっています。施設ごとにみると、「更生施設」では、ほぼ横ばいで推移しています。一方、「授産施設」については、通所利用が増加傾向にあります。

(単位：人)

区分		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
更生施設	入所（実利用人数）	39	42	42
	通所（実利用人数）	5	5	5
授産施設	入所（実利用人数）	10	10	9
	通所（実利用人数）	8	9	13
合計	入所（実利用人数）	49	52	51
	通所（実利用人数）	13	14	18

(資料：福祉課)

(単位：人)

区分		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
小規模通所授産施設等	通所（利用人数）	45	49	49

(資料：福祉課)

■ 精神障害者施設

平成 15 年から平成 17 年にかけて各年 10 月時点の精神障害者小規模授産施設の利用状況です。

(単位：人)

区分		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
小規模通所授産施設	通所（利用人数）	36	39	31

(資料：福祉課)

第2節 アンケート調査から見る現状と課題

1. 「藤井寺市障害者計画策定に係るアンケート調査」

(1) 調査の概要

調査期間	平成 18 年 9 月末～平成 18 年 10 月中旬
調査対象	藤井寺市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象
調査の種類	①身体障害者対象ニーズ調査（身体障害者手帳をお持ちの方） ②知的障害者対象ニーズ調査（療育手帳をお持ちの方） ③精神障害者対象ニーズ調査 (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	745	442	59.3%
知的障害者	165	88	53.3%
精神障害者	90	42	46.7%
合計	1,000	572	57.2%

■ 数値の見方

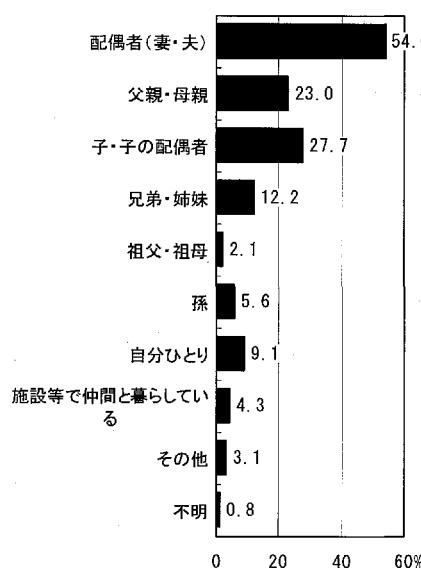
- 回答結果は、少数第2位を四捨五入しており、比率の合計が100.0%にならないことがあります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%をこえる場合があります。
- グラフのN数 (number of case) 及びサンプル数は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

(2) 世帯の状況

世帯の状況をみると、「身体障害者・知的障害者」では「家族と同居」の方が多く、「精神障害者」では「自分ひとり」が多くなっています。一方、主な介助者をみると、「身体障害者」については「配偶者（妻、夫）」が多く、「知的障害者」については、「父親、母親」が多くなっており、介助に関し多くの部分を家族が負担していることがうかがわれます。また、今後、介助者の高齢化も予測されることから、介助者の負担軽減や、介助者の亡き後の対応など、障害者が地域で安心して暮らせる支援の充実に努めていく必要があります。

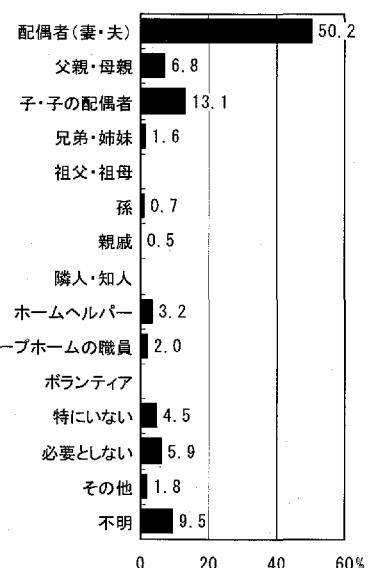
世帯構成

身体知的調査 (MA) N=517



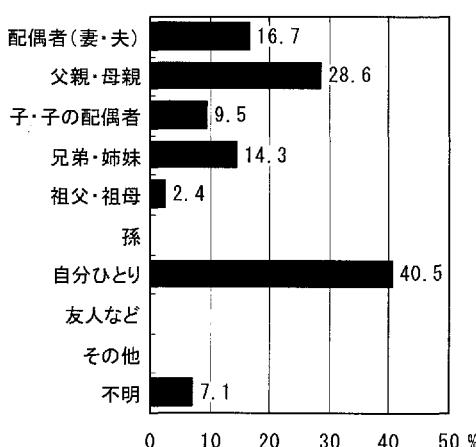
主な介助者

身体 (SA) N=442

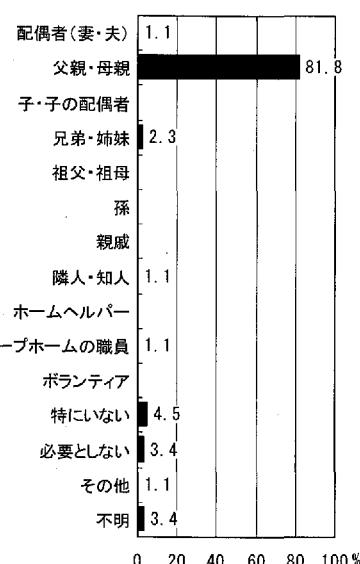


(現在一緒に暮らしている人)

精神 (MA) N=42



知的 (SA) N=88



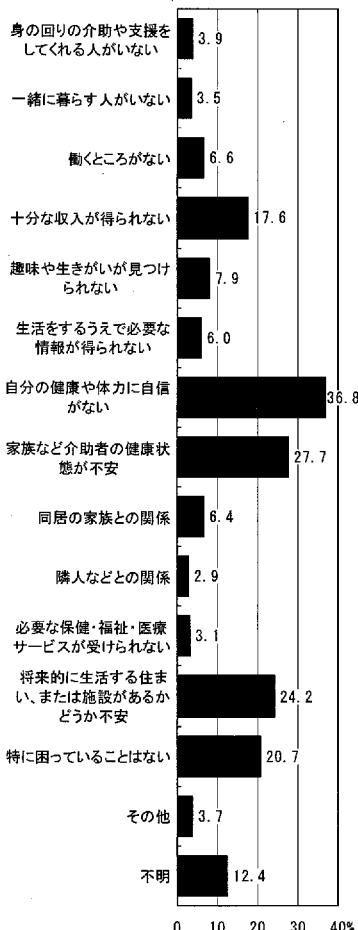
(3) 障害福祉を進めるために必要なこと

現在の生活で困っていることや不安を感じていることでは、「身体・知的障害者」では「自分の健康や体力に自信がない」や「介助者の健康状態」「将来的な生活の場」があげられ、その次に「十分な収入がない」となっています。「精神障害者」でも同様の傾向が見られます。特に「知的障害者」では介助者（両親）の高齢化にともない、「将来的に生活する場」に対する不安が大きいようです。障害のある人が地域生活を営むうえでこれらの項目に関する福祉施策の充実は重要なものであり、また一方で、障害者への理解と関心を深めるには、広報・啓発活動の充実だけでなく障害者の社会参加を促進し、障害者と身近に接する機会を多くすることも重要です。障害のある人が地域でともに自立した生活を送るためには、行政と住民が協働し、地域全体で支援していく仕組みを作る必要があります。

現在の生活で困っていることや不安なこと

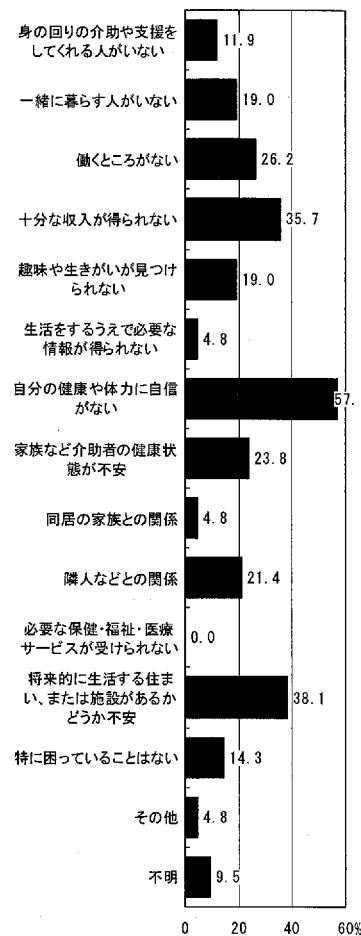
(身体・知的)

身体知的調査 (MA) N=517



(精神)

精神 (MA) N=42

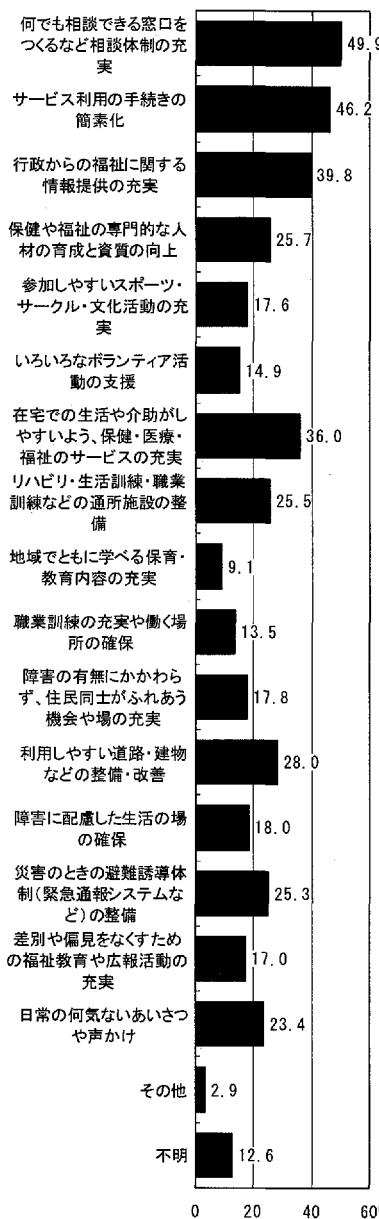


障害のある人にとって住みよいまちをつくるために、どのような事が必要かをお聞きしたところ、「情報や相談に対する窓口の充実」や、「サービス利用手続きの簡素化」「在宅での生活支援への取り組み」に対する意見が多く寄せられています。また、「差別や偏見をなくす」ための取り組みや、「専門性の高い人材の育成」「リハビリ・生活訓練・職業訓練など通所施設の整備」が今後の課題として見受けられます。

住みよいまちをつくるために必要なこと

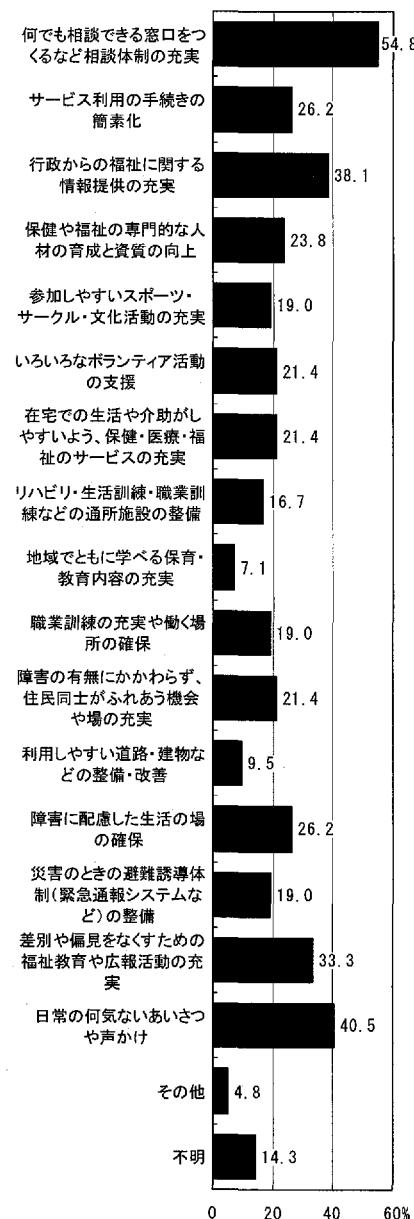
(身体・知的)

身体知的調査 (NA) N=517



(精神)

精神 (MA) N=42



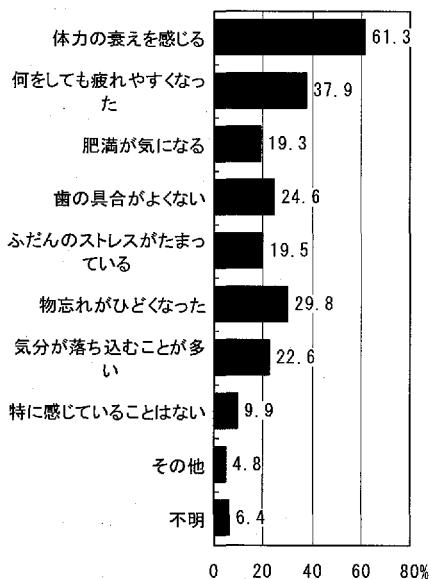
(4) 健康の状態

健康の状況をみると、健康状態については、「身体・知的障害者」「精神障害者」とともに「体力の衰えや疲れやすさ」を感じられている方が多いようです。身近な生活の場で医療的なケアが受けられる体制づくりを進める必要があり、また、障害については、その原因となる疾病等の早期発見・予防なども重要です。さらに、医療機関、学校・保育所等と連携し、早期発見・早期治療による予防体制の確立や障害に対する医療・医学的なりハビリテーションの充実を図る必要があります。

健康状態について

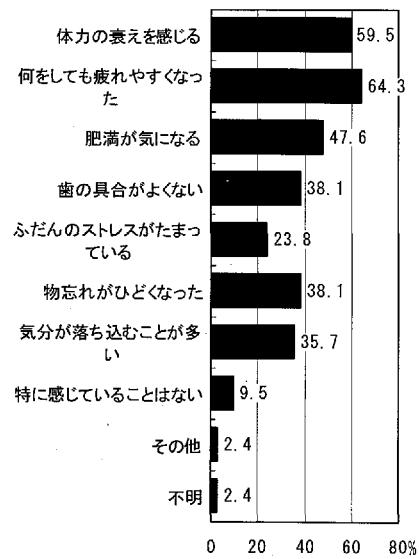
(身体・知的)

身体知的調査 (MA) N=517

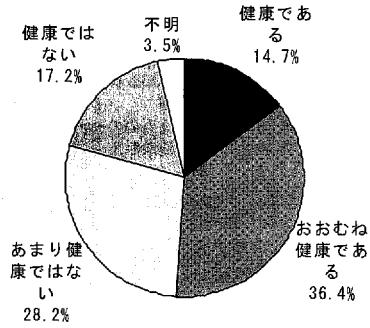


(精神)

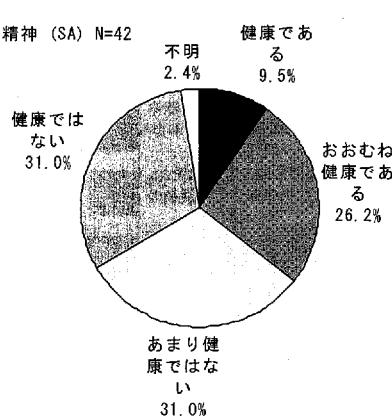
精神 (MA) N=42



身体知的調査 (SA) N=517



精神 (SA) N=42



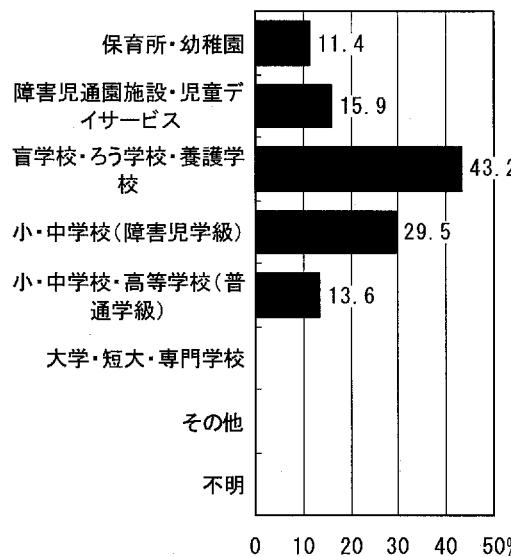
(5) 通学・通園・通所について

「身体・知的障害児(者)」では、療育への支援に関する項目が重要であり、乳幼児期から学校卒業にわたり障害のある子どもやその保護者に対する相談と支援を行える体制の整備に努める必要があります。また、学校卒業後の進路希望をみると、進学や企業への就職、福祉的就労など様々であり、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、施策の推進を図ることが必要であるといわれています。また、休日や放課後などの時間外に対応できる施設の充実が求められています。

通園通学先に望むこと

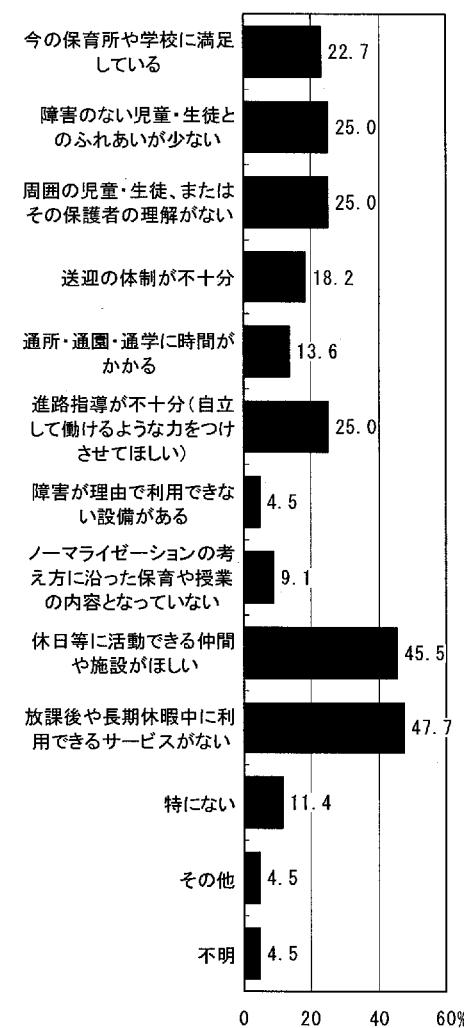
(身体・知的障害者)

身体知的調査 (MA) N=44



(身体・知的)

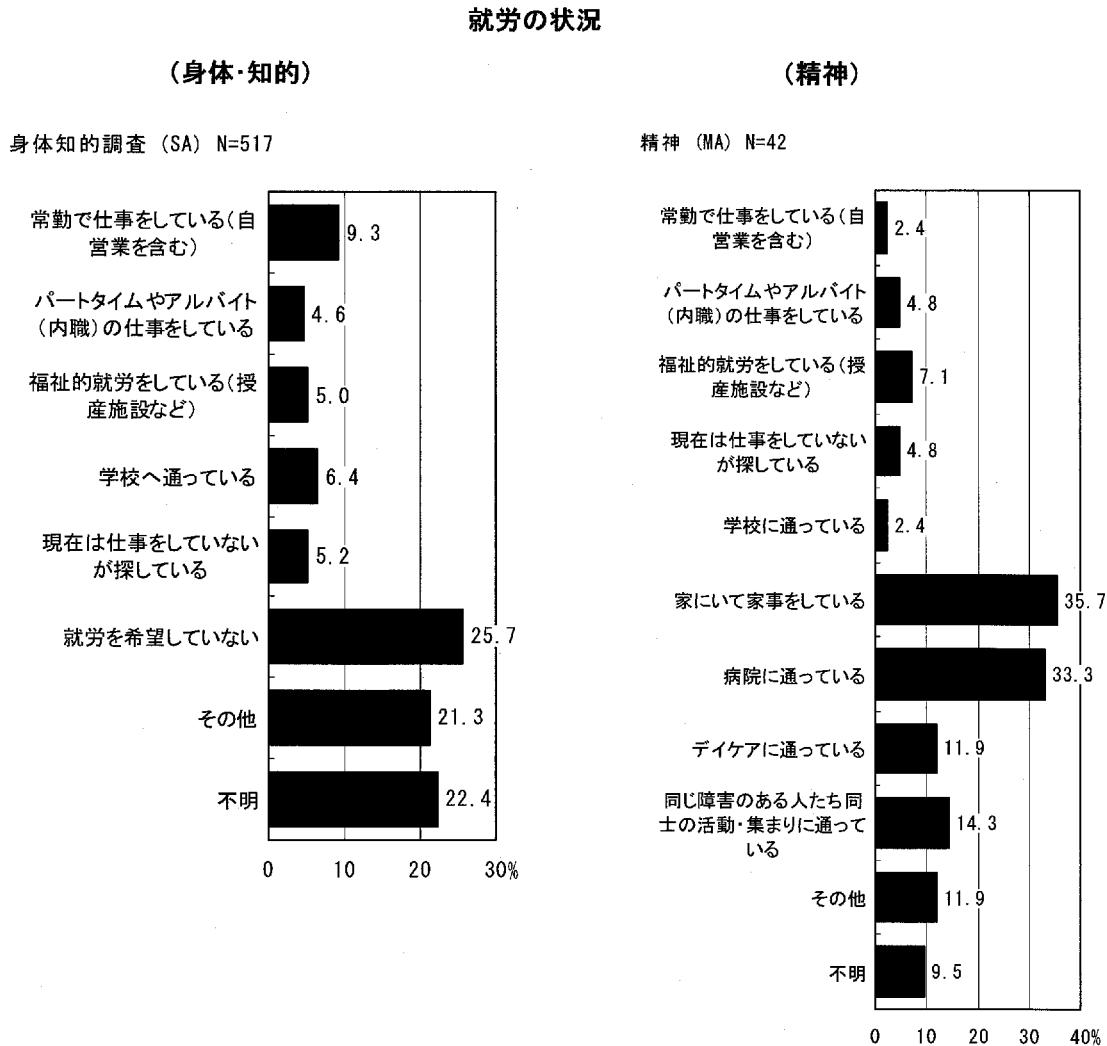
身体知的調査 (MA) N=44



(6) 就労の状況

就労の状況をみると、常勤での就労については、「身体・知的障害者」において1割弱となっており、病気や高齢のため、就労を希望していない人も増えています。

「精神障害者」においては、常勤での就労はさらに低く、家事の手伝いや病院通いの方が多くなっています。

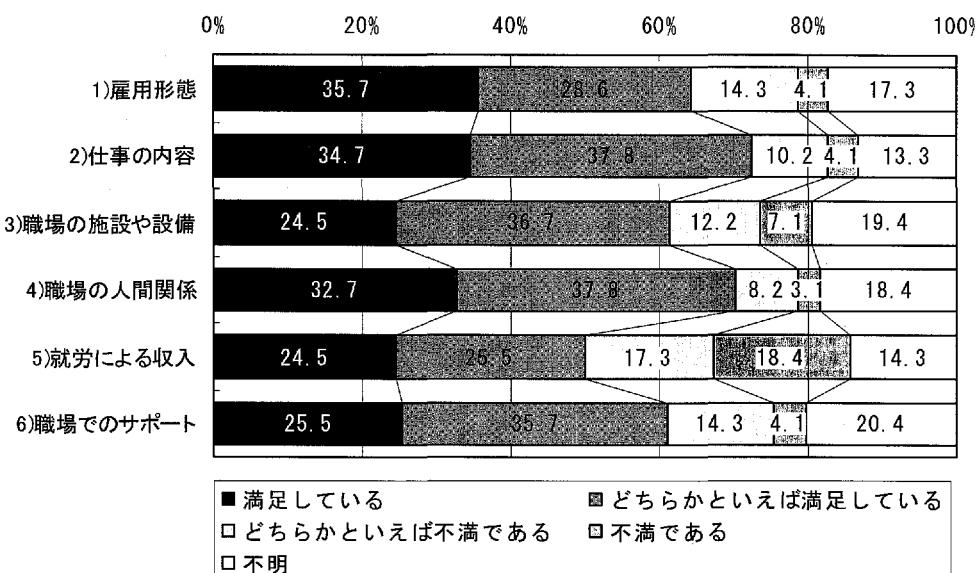


就労している人の場合、「身体・知的障害者」では、仕事の内容や職場の人間関係での満足度は高いが、就労による収入では不満足度が多いようです。

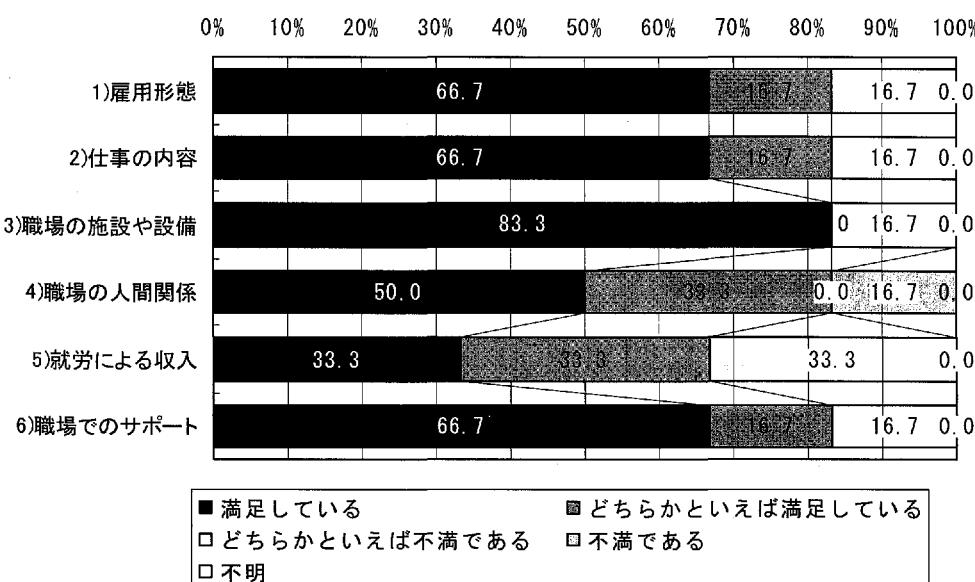
「精神障害者」では、全般的に満足度は高いものの、職場の人間関係に対する満足度が低くなっています。

就労に関する満足度

身体知的調査 (SA) N=98



精神 (SA) N=6



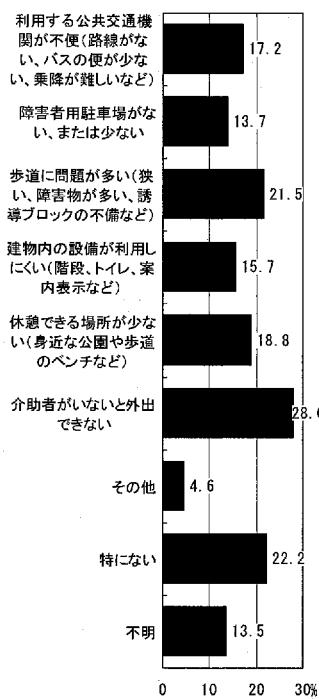
(7) 外出の際について

ニーズ調査によると、外出の際に困難なこと（身体・知的障害者）については、道路の段差や障害者トイレなどハード面への整備が求められ、外出しやすくなる条件についてはヘルパーの確保など、ソフト面の環境整備が求められており、ハード面のバリアフリー化とともに、ガイドヘルパー等の養成・確保が必要となります。

外出の際困難なこと、外出の頻度

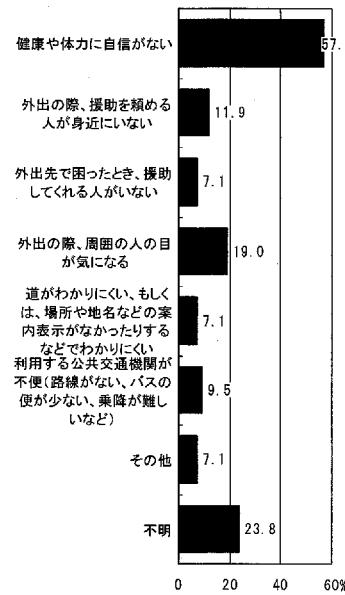
(身体・知的)

身体知的調査 (MA) N=517



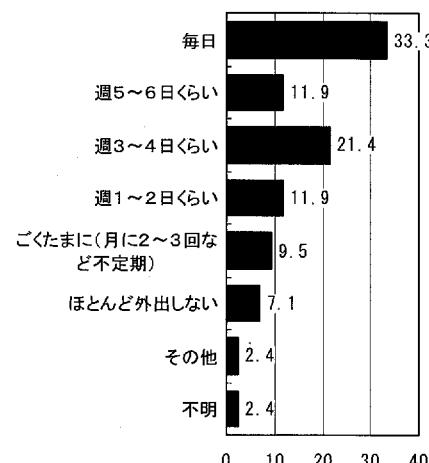
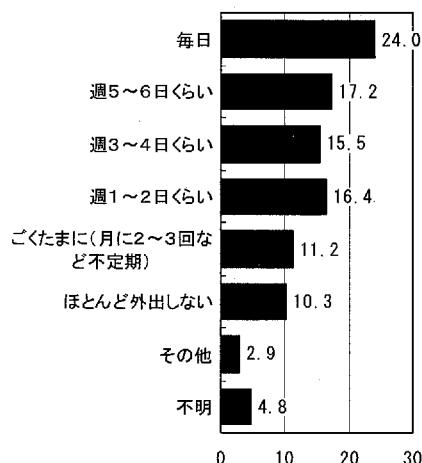
(精神)

精神 (MA) N=42



身体知的調査 (MA) N=517

精神 (SA) N=42



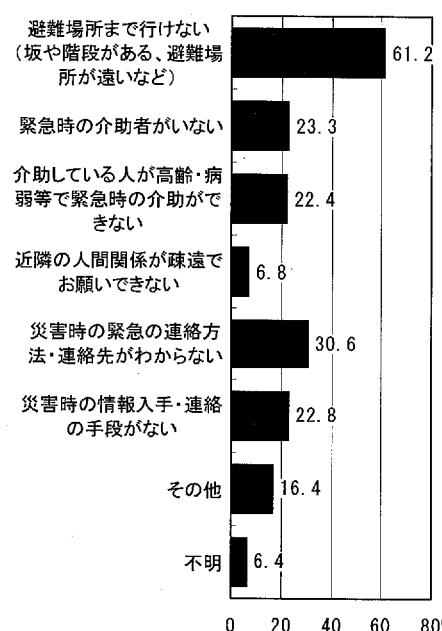
(8) 災害時について

災害時の対応では、初動体制での課題が多く見られます。避難場所への移動や、緊急時の連絡など、介助者がいないと対応できないという問題が浮きぼりとなっています。災害発生時に迅速に住民への情報提供ができるよう緊急時の情報連絡網を整備するとともに、日頃から地域との連携を図っておくことで災害時に対処できるようにしておく必要があります。

災害時の対応に求めるもの、緊急時の避難

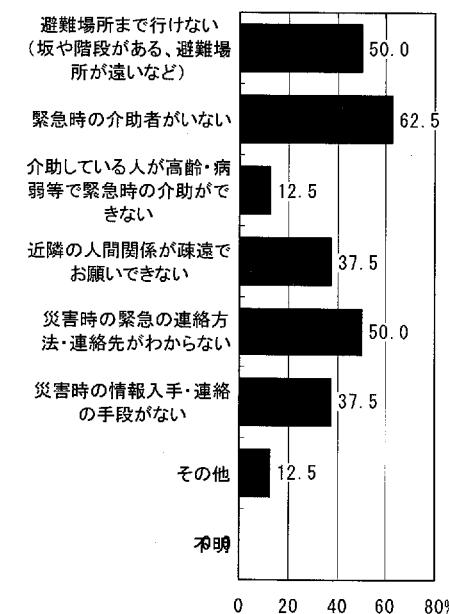
(身体・知的)

身体知的調査 (MA) N=219



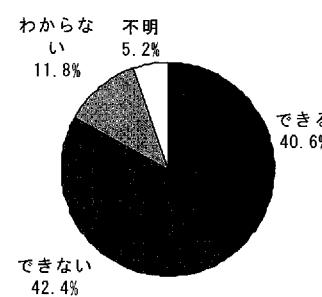
(精神)

精神 (MA) N=8



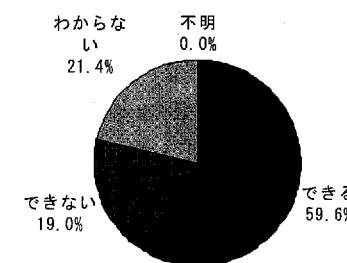
緊急時の避難

身体知的調査 (SA) N=517



緊急時の避難

精神 (SA) N=42

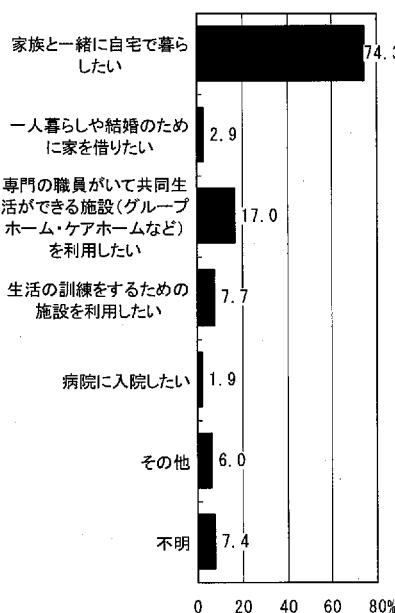


(9) 生活の場における利用サービス

在宅サービスの利用意向で今後暮らしたい場所について、「身体・知的障害者」では「家族と一緒に暮らしたい」の利用意向が高く、「精神障害者」ではグループホーム・ケアホームの希望が多く出ており、各障害種別によってニーズが異なることが分かります。在宅でのサービス利用環境を整備することが求められています。

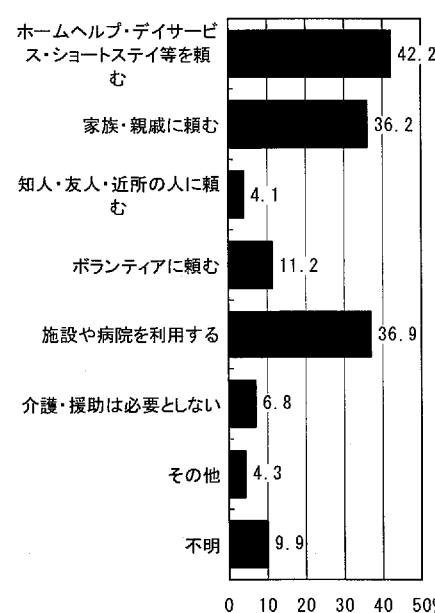
今後暮らしたい場所

身体知的調査 (MA) N=517

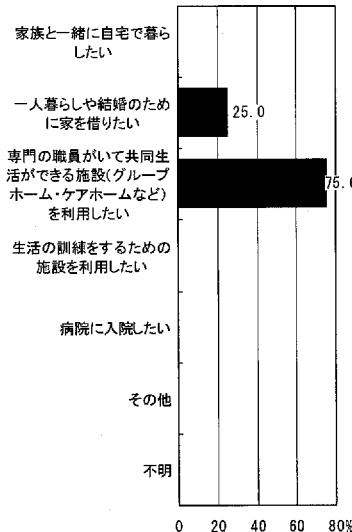


主な介護・援助者がいない場合の対応

身体知的調査 (MA) N=517



精神 (MA) N=4



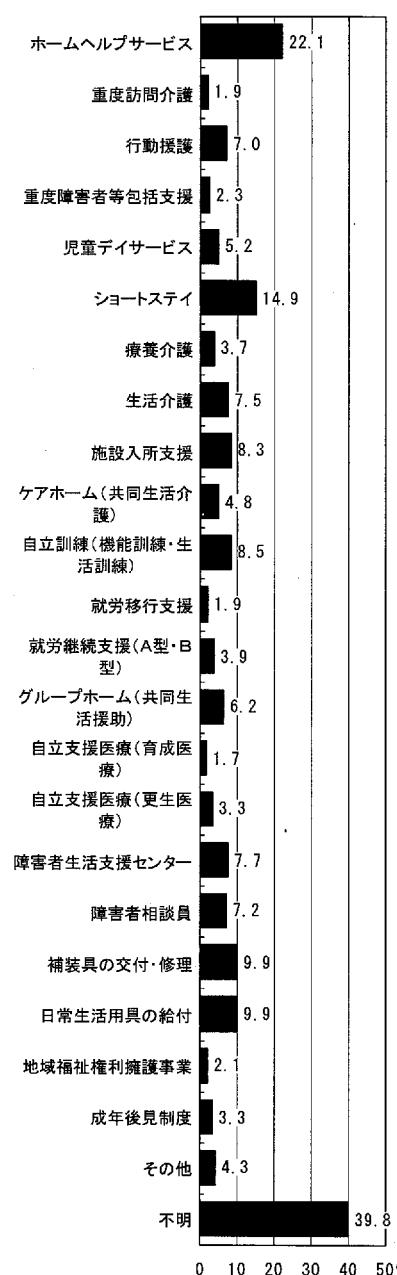
(10) 今後の利用サービス

今後利用したいサービスについて、「日常生活支援」や「ショートステイ」「相談窓口」などの希望が多く、「就労支援」に関連し「自立訓練」や「福祉用具の活用」などのサービスも求められています。

また、病院や市役所・児童相談所・保健所などとの連携も必要な課題です。

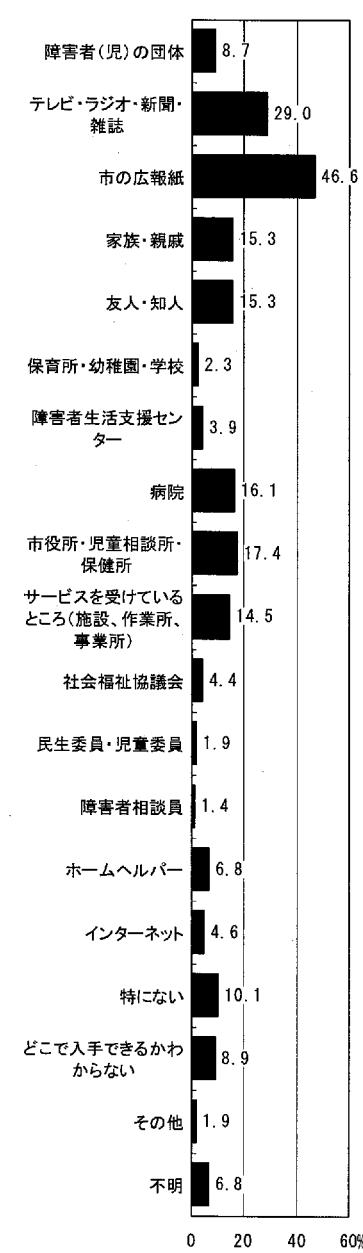
今後利用したいサービス

身体知的調査 (MA) N=517



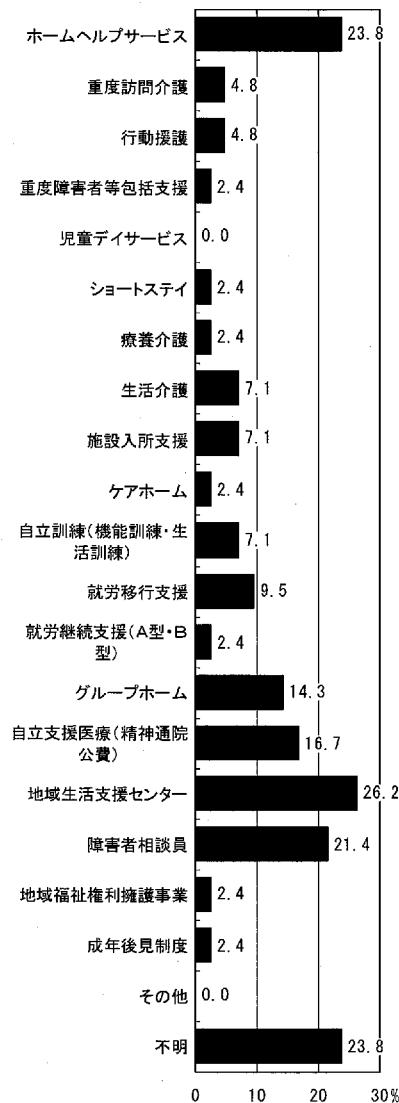
サービスに関する情報の入手手段

身体知的調査 (MA) N=517



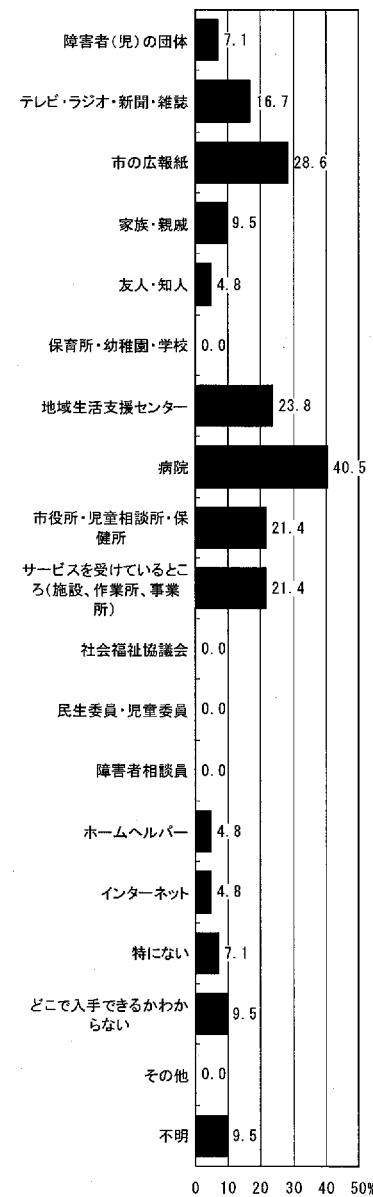
今後利用したいサービス

精神 (MA) N=42



サービスに関する情報の入手手段

精神 (MA) N=42



(11) 各種団体のヒアリングなどの情報聴取

藤井寺市・障害者計画及び障害福祉計画の作成のために、身体障害者3団体、知的障害者2団体、精神障害者団体3、合計8団体からのヒアリングを実施し、それを基に現在の状況や課題としてお聞きした内容をまとめています。

1) 障害分野全体に共通する事項

- ・団体の活動を維持すること自体が難しくなってきており、「活動資金の確保」「人材の育成」「活動の場所の確保」などが課題として浮かび上がっています。
- ・新しい施策についての理解や取組みが不十分であり、短期間での制度改革に対応しきれていない側面が見受けられます。
- ・新興地域における地域のネットワークが弱く、緊急時や日中の見守りなどが十分に出来ていないことが指摘されています。
- ・障害分野の一元化の方向性について、各種団体間の交流を含めて、まだまだ課題が多いと感じておられるようです。
- ・福祉的な就労に対する理解、現状の把握がなされていないので、今後の福祉計画にどのような形で反映していくかの不安を感じておられるようです。
- ・自立支援法のテーマである、3障害一元化に向けての情報交換や情報発信の必要性を感じられている団体は多いようです。
- ・サービス利用について、身近な場所になければ利用しにくい、との意見が多く出されています。移動に対する負担は相当大きいようです。
- ・今後、利用者の高齢化にともない、どの障害分野においても身体的な問題を抱えるケースが増えてくるだろうとの意見が出されています。
- ・事業者の受け入れとしても、色々な分野の人達が相互に利用できる施設などの必要性を感じられているようです。

2) 障害種別による傾向や意見など

- ・障害者の就労支援については、新制度へ移行しても非常に厳しい環境だと感じられています。(身体・知的)
- ・地域における福祉や医療に関する情報を、定期的に提供できる体制（会議体や機関）の確立が求められています。(身体・知的)
- ・地域との関係で、依存的な自立や見守りによる支援という方法も検討して欲しいとの意見が出されています。(知的)
- ・重度の障害を持つ人ほど多くの福祉サービスを受けなければ生活できず、今回のような応益負担の考え方では負担が重くなりすぎるとの意見があります。(知的)
- ・親の亡き後、地域での生活が出来るような支援の環境整備が課題だと思われている人が多くいらっしゃいます。(知的・精神)
- ・障害者が参加できるように、イベントを実施する場所や企画内容を十分検討して欲しいとの意見が出されています。(身体・知的)
- ・制度的バリアや心のバリアが大きいと感じいらっしゃる方が多いようです。
制度利用のために手帳の交付申請すらためらわれる場合があるようです。(精神)
- ・安否確認や災害時の対応に課題があると思われている人が多くいらっしゃいます。特に、災害時における薬の確保に課題があると感じられています。(精神)
- ・障害に関する理解が進まず、就労への大きなハードルと感じられています。就労場所の確保が最優先課題であり、それが福祉へつながるとの意見が出されました。(精神)
- ・個人の個性をのばす取り組みや、地域での見守りやネットワーク作りが大切であると考えられています。(知的)
- ・個別対応という視点から、措置の対応の方が良かったという意見も出されています。

第3節 障害者福祉を取り巻く課題

1. 障害・障害のある人への理解の促進

障害のある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすノーマライゼーションの理念が普及する中、藤井寺市においても障害への理解を促進するため市の広報紙やホームページ等を活用し、様々な啓発活動を実施しています。しかし、依然として障害のある人に対する理解が十分とまでは言えない状況であり、特に、新たな障害としての発達障害や精神障害に対する理解が進んでいないのが現状となっています。ニーズ調査の結果によると、障害福祉を進めるために必要なことについて、障害者への理解に関する項目が上位にあげられており、障害や障害のある人に対する理解を深める活動の促進を図り、心のバリアを取り除いていくことが課題となっています。

2. 新たな障害福祉サービスの提供体制の整備

障害のある人に対する福祉サービスについては、これまでの支援費制度に代わり、障害者自立支援法が施行され、3障害を区分せず、障害福祉サービスを一元化する「自立支援給付」「地域生活支援事業」が実施されることになりました。しかし、藤井寺市の市域では、障害のある人のニーズに対応できる障害福祉サービス提供体制の充実が十分とはいえず、今後の課題となっています。また、マンパワーの確保や障害のある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築など、サービスの質の面においても向上を図っていくことが必要となっています。

3. 障害のある人の生活支援体制の充実

障害のある人が地域の中で自立した生活を送るには、障害のある人の状況や生活実態に応じた利用者本位の支援体制を整備、充実することが必要となります。藤井寺市では、これまで支援費制度を中心に生活支援を行ってきましたが、重度障害者に対するサービスや受け皿、介助者の負担軽減、障害のある人の生活の場の確保などが求められています。障害者の多くは通院が必要な疾病を抱えており、保健、医療、福祉のそれぞれの分野にわたる総合的な施策の展開が必要となっています。

また、障害のある人の状況に応じた支援やスポーツ・文化等をはじめとする生きがいづくりの場を提供していくには、行政機関等が実施する公的なサービスや制度だけでなく、地域に暮らす住民や当事者団体、ボランティア、NPO、民間企業など地域の活動との連携・協力が必要不可欠となります。そのため、地域との連携・協働体制づくりを行っていくことも重要な課題となっています。

4. 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

障害のある人一人ひとりが、自立し、社会参加を果たしていくには、乳幼児期から一貫した支援・教育を一人ひとりの状態や教育ニーズに応じて行っていくことが重要となります。そのためには、学校・保育所等における内部体制の整備だけでなく、養護学校をはじめ医療機関や児童相談所、障害児通園施設等と連携し、障害の発見から一貫した支援が行える体制を整備していくことが重要な課題となります。

また、障害のある人が社会の構成員としての役割を果たす上で、また、自己実現を図る上で、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。しかし、現状では、障害者の雇用・就業については依然として厳しい状況となっており、就業前・就業後を含めた総合的な支援の拡充と体制づくりを行っていくことが課題となっています。

5. 障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

近年、台風や地震、局地的な豪雨などの自然災害による人的な被害も後を絶たず、災害をはじめとする緊急時の救援体制の整備は市民にとって重要な課題となっています。特に障害のある人の場合には、身近な地域の協力による救援体制づくりが最も重要なことから、今後、地域との連携・協働のもと、救援体制づくりを進めるとともに、声かけや安否確認等の日常的な見守り体制づくりも課題となります。

さらに、地域における行政機関のみならず社会福祉協議会などをはじめとする公的機関やボランティアなどの社会資源の活用も求められています。

また、障害のある人が地域の中で生活するため、その拠点となる住宅環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化について、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めていくことに加え、制度的なバリアを解消し、障害や障害のある人に対する理解を深めることにより心のバリアを取り除いていくことが求められています。

第2部 障害者計画

第1章 施策の基本方向と施策の取組み

第1節 施策の体系

障害者福祉施策において、人権尊重の理念と地域における自立生活を支援するという視点が重要です。生活環境の改善、福祉・医療・保健などの連携、教育や就労機会の拡大など、障害の種別を越えた取組みが求められ、地域におけるネットワークの構築、社会福祉協議会などの連携が必要となってきます。

1. 人権擁護と啓発活動

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 人権擁護・福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 障害児・者への福祉活動の取組み

2. 福祉サービス

- (1) 在宅サービス等の充実
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 文化、スポーツ、レクリエーションの推進
- (4) 地域福祉活動の推進

3. 保健・医療

- (1) 障害の早期発見と対応
- (2) 医療体制の充実

4. 教育・育成

- (1) 就学前療育・保育の充実
- (2) 障害のある子どもの教育の充実

5. 障害のある人の雇用・就労

- (1) 障害のある人の雇用機会の拡大
- (2) 総合的な支援施策の推進

6. 生活環境

- (1) 住空間・公共施設等のバリアフリー化
- (2) 防災・防犯への対応

第2節 人権擁護と啓発活動

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、市民すべてがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

このような社会を築いていくために、行政のみならず、企業、NPO等を含むすべての市民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、市民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、すべての人の権利を認め合い、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人に関する市民理解を促進するため、幅広い市民の参加による啓発活動を推進します。

1. 広報・啓発活動の推進

「障害者日」「障害者週間」「人権週間」等を中心に、記念行事等の啓発活動を推進します。また、市の広報紙やホームページ、情報メディア等の効果的な活用を図り、障害のあるなしにかかわらず、障害に関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

取り組み	内 容
広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用	広報「ふじいでら」やパンフレット、市のホームページ等の広報媒体を活用し、障害や障害のある人について市民の理解と啓発を推進します。

取り組み	内 容
障害の種類に応じた広報の充実	ボランティアや関係団体・機関との連携を図り、広報紙等の刊行物の点訳・音声化の充実に努めます。
「障害者週間」を中心とした広報・啓発	「障害者週間」の期間を活用し、障害者団体等と連携し啓発活動や障害への理解を深めるためのイベント活動等を開します。
障害者関係団体による啓発活動の促進	障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。
新たな障害への啓発促進	内部障害や学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症等の発達障害等、市民の理解の進んでいない障害について理解の促進に努めます。

2. 人権擁護・福祉教育の推進

人権擁護に関する啓発や、各学校で実施されている社会奉仕体験等の教育活動を通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。また、家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、障害のある人の問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めます。

取り組み	内 容
人権擁護への取り組み	障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの理念を学び、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことを図ります。
学校における福祉教育の推進	「地域ふれあい体験活動」や「総合的な学習の時間」等を活用し、子どものころから福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。
人権教育事業の推進	障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。
各種講座・教室の開催	公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障害に関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、市民の学習機会の拡充を図ります。
福祉教育活動への支援	福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室、研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。

3. ボランティア活動の推進

障害のある人と地域住民とがお互いに交流できる機会を関係機関や地域と連携し拡充するとともに、学校等における交流活動、成人を対象とした福祉教育、啓発講座の実施など、ボランティア活動の充実を図ります。

また、社会福祉協議会との連携をはかり、社会資源の開発に努めます。

4. 障害児・者への福祉活動の取組み

障害のある人と地域住民とがお互いに交流できる機会を関係機関や地域と連携して拡充するとともに、学校等における交流活動の充実を図ります。また、障害への理解を深めるための取組みを支援していきます。

取り組み	内 容
障害者教育事業の推進	障害のある人の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者を育成します。
学校における交流活動の推進	関係機関・団体との連携を強化し、学校における福祉・ボランティア活動や福祉体験学習等のカリキュラムの中で、障害のある人との交流機会の充実を図ります。
交流の場づくり	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、イベントやフェスティバル等の企画・実施を検討します。

第3節 福祉サービス

障害のある人の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方方に立って、障害のある人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要となります。利用者本位の生活支援体制を構築するため、相談支援や権利擁護などの地域生活支援事業を推進します。さらに、障害のある人の多様なニーズに対応するため、介護給付、訓練等給付等の自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めます。一方、地域住民による様々なボランティア活動やNPO、民間企業等による活動は、障害のある人の自立を支えるための支援として非常に重要な役割を担っていることから、これら地域の福祉活動への支援をはじめ、ボランティアの育成にも力を入れていきます。

一方、多様なサービス、活動に関する情報提供の充実や障害のある人の生きがいづくりを支援し、障害のある人すべてに対して豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

1. 在宅サービス等の充実

自立支援給付や地域生活支援事業等の新サービスの基盤整備及びサービス内容の充実を図るとともに、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築にも取り組みます。また、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援等を行い、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に努めます。

(1) 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

取り組み	内 容
障害者ケアマネジメントシステムの構築	相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障害のある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。

取り組み	内 容
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を実施し、障害のある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。
介護給付にかかるサービスの推進	障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者包括支援」「療養介護」「生活介護」「児童デイサービス」「短期入所」「共同生活介護」「施設入所支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。
訓練等給付にかかるサービスの推進	障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。
補装具事業の実施	障害のある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行います。
自立支援医療の給付	血液透析療法や関節形成手術などの身体の機能障害の軽減や除去を目的とし、日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。
ホームヘルパーの充実	重度障害者への対応など、一人ひとりの障害の状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの養成研修等への参加を促進します。

(2) 外出支援の推進

取り組み	内 容
ガイドヘルパーの充実	視覚障害者や全身性身体障害者、知的障害者、精神障害者など、一人ひとりの障害の状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成研修等への参加の促進を図り、質の向上に努めます。

(3) その他の福祉サービスの推進

取り組み	内 容
各種障害者手当等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「経過的福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当を支給します。
身体障害者手帳無料診断制度	障害のある人の経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳の交付を受けるために必要な診断書料の一部を助成します。

2. 権利擁護の推進

社会福祉協議会や民生委員児童委員、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、障害のある人の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。また、地域生活支援事業における相談支援事業において成年後見制度の利用支援を実施します。

取り組み	内 容
地域福祉権利擁護事業の推進	知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。
見守りネットワークの構築推進	民生委員児童委員等関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、社会福祉協議会との連携により、情報の共有や研修などを推進します。
成年後見制度の利用促進	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。

3. 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進

文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動を促進し、障害のある人が地域の中で潤い豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

取り組み	内 容
障害者の集い	障害のある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障害種別をこえた交流事業の充実を図ります。
障害者スポーツの促進	障害者スポーツ指導者の養成と組織化を支援し、障害のある人のスポーツ活動の促進を図ります。
文化・芸術活動への支援	障害のある人が様々な文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設等への入館料等の負担軽減に努めるとともに、活動の成果を発表できる場の充実を様々な機会を通して図ります。
生涯学習の促進	障害のある人をはじめ、だれもが利用しやすい、図書館をはじめとする社会教育施設の充実に努めます。また、図書館、公民館、資料館等の社会教育施設とのネットワーク化を図り、各種講座や教室に関する情報提供を充実させるとともに、講座内容の充実を図り、学習活動を支援します。

4. 地域福祉活動の推進

ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体など、市民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境の整備に努めます。

取り組み	内 容
地域福祉活動への支援	自治会や民生委員児童委員、NPO、市民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
小地域ネットワークの構築	障害のある人をはじめ、地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会などによるネットワークの形成を図ります。
ボランティアの育成	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒など、子どもの頃からのボランティア体験を推進します。
ボランティア活動への支援	ボランティアセンターの機能強化やボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。
障害者団体活動支援事業	市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障害のある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。

第4節 保健・医療

障害のある人の保健・医療施策では、障害の予防と同時に、早期発見・早期対応を行うことが重要なこととなります。また、少子高齢化の進行とともに障害のある人も高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応や障害のある人の健康づくりに関しても充実させる必要があります。

そのため、これまで以上に医療機関との連携を強化し、障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実させるとともに障害の原因となる疾病等の予防・治療についても、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。また、障害の早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実を図っていきます。一方、障害のある人の検診体制の確立など、検討を進めます。

1. 障害の早期発見と対応

障害の早期発見につながる健康診査等の充実をはじめ、医療機関との連携を強化し、適切な対応が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。また、「藤井寺市次世代育成支援対策行動計画」を着実に推進し、障害の早期発見と対応が図れる環境を整備していきます。一方、障害のある人の健康づくりに関しても関係各課・機関と連携し、検診や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

取り組み	内 容
各種健診の実施	妊娠婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を整備し、障害の早期発見に努めます。
相談・指導体制の充実	健康相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業と医療機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイス・指導が行えるよう内容の充実を図ります。
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談時等の機会を活用し、障害の原因となる疾病について、その予防や治療方法等について理解と周知を図ります。

取り組み	内 容
療育体制の充実	療育相談や機能訓練などを有する障害者支援施設を整備充実し、地域での療育環境の整備に努めます。
障害のある人の健康づくり	障害のある人の健康の保持・増進を図るため、関係各課・機関と連携し、検診や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

2. 医療体制の充実

障害のある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。

取り組み	内 容
公的医療制度の充実	重度心身障害（児）者に対する医療補助など、障害のある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。
精神保健・医療施策の推進	「健康ふじいでら21」に基づき心の健康づくりを推進します。また、医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療、緊急時における救急体制など適切な精神医療提供体制の確立を推進します。

第5節 教育・育成

障害のある人が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は大変重要なものとなります。

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策を推進します。

また、障害のある子どもとの交流活動を充実させ、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築に努めます。

1. 就学前療育・保育の充実

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、教育・福祉・医療等の関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育・保育体制の充実を図ります。一方、障害のある親に対して育児や妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るために訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し、検討します。

取り組み	内 容
障害児保育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、研修を実施し保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。
子育て家庭等への訪問指導の推進	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が出産後間もない家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、育児相談や家庭生活の援助を行います。

2. 障害のある子どもの教育の充実

障害のある子どもへの教育については、これまでの障害の種類や障害の程度などに応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」へと転換が進められています。また、平成17年度に「発達障害者支援法」が施行されたことを踏まえ、通常学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の児童生徒に対する総合的な支援体制として特別支援教育推進体制の整備を進め、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点からの一貫した支援体制の整備を図ります。また、就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境の整備に努めます。

（1）特別支援教育体制推進事業の推進

取り組み	内 容
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関による「特別支援連携協議会」を設置し、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。
発達障害児支援の充実	教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）など発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
校内体制の整備	学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の設置などを進め、校内体制の整備を推進します。

(2) 教育環境の充実

取り組み	内 容
就学（就園）の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学（就園）指導が行えるよう、保護者をはじめ保健・福祉・医療等の関係機関との連携を強化するとともに、就園就学相談委員会のさらなる充実に努めます。
教職員の専門性の向上	障害のある児童生徒一人ひとりに対応できるよう、養護学校や小・中学校障害児教育担当教員間との実践的な交流、研究会を実施し、教師の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。
一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実	個別の指導計画による指導を進める中で、障害のある児童・生徒一人ひとりの発達状況に則した見直しを定期的に行い、指導方法、内容及び支援の改善を行い、豊かな教育活動を開展します。
放課後の居場所づくり	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後こども教室など、子どもの居場所づくりに努めます。

第6節 障害のある人の雇用・就労

障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、就労は非常に大切なこととなります。就労は、ただ単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、障害のある人の生活の質の向上に大変重要なものです。そのため、障害のある人の雇用の促進については、それぞれの障害者の意思や能力に応じた仕事が選択できるよう、また、授産施設等での福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、企業、学校、施設、行政等関係機関・団体等との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

また、就職した後の支援や離職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

1. 障害のある人の雇用機会の拡大

公共職業安定所及び商工会など関係機関との連携を強化し、民間企業や授産施設等への働きかけを行い、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。また、公共機関における雇用拡大についても府内関係各課と連携を図りながら進めています。

取り組み	内 容
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害者雇用率制度及び助成金制度の周知徹底を図り、公共職業安定所、商工会等関係機関と連携しながら民間企業における雇用を促進します。
公共機関における雇用拡大の推進	市役所等の公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが障害の状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、授産施設等との連携強化、支援を図ります。
福祉的就労施設の整備	養護学校卒業生や在宅障害者の実態を把握し、授産施設など需要に見合った計画的な施設整備を検討します。

2. 総合的な支援施策の推進

一般企業等への雇用や働く機会の充実を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。また、行政等関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

取り組み	内 容
就労に関する相談体制の充実	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
ジョブコーチなど就労支援の推進	障害のある人が働く場において、雇用の前後を通じ障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチや職親制度などの周知を図り、利用の促進を図ります。
トライアル雇用の促進	事業者に対して障害のある人を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。
広域的な就労ネットワークの形成	養護学校や学校、職業安定所、商工会、民間企業、授産施設等の事業者、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。

第7節 生活環境

障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々なバリアを取り除き、すべての市民にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することが大切です。

だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

また、近年、地震や台風、局地的な豪雨といった大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。災害対策や障害のある人が犯罪や事故等に巻き込まれることを防ぐシステムづくりについても進めていく必要があります。そのため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

1. 住空間・公共施設等のバリアフリー化

障害のある人が地域の中で安心・快適に暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、バリアフリー化とユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、生活環境等に関する様々な苦情や相談、要望等に対応するため、苦情相談窓口の周知と充実を図ります。

取り組み	内 容
公営住宅の整備	障害のある人をはじめ、だれもが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、生活や活動の障壁となる段差等を取り除いた公営住宅の計画的な整備を進めます。
住宅改修への支援	高齢者福祉施策等とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。

取り組み	内 容
公共施設のバリアフリー化	既存施設については、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障害のあるなしにかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
民間施設への啓発	障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「ハートビル法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。
「整備基準適合証」取得の徹底	まちづくりに関する施設整備時に「大阪府福祉のまちづくり条例」整備基準に適合していることを証する適合証の取得を関係機関等に徹底します。
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性向上を図るため、沿線各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進するとともに、ノンステップバス・リフト付きバスなどの導入を事業者に働きかけます。
道路など交通環境の整備	障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。
公園等の整備	障害のある人を含め、すべての市民が利用しやすいよう、トイレや傾斜、水辺空間等への配慮など利用しやすい施設整備を進めます。

2. 防災・防犯への対応

取り組み	内 容
地域防災計画の推進	計画的な防災体制を確立するとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、防災行政の強力な推進を図ります。
災害時要援護者の支援体制の確立	重度障害者や高齢者を対象に災害時要援護者安否確認等支援制度を実施します。
地域防災体制の確立	地震や風水害等の災害が発生したときに、被害を防止し軽減するために、各地区に自主防災組織の整備の推進を図ります。
地域防犯体制の確立	市防犯委員会や警察、管内防犯協議会と連携し防犯意識の向上、地域の安全・安心に努めます。

第3部 障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の概要

第1節 計画の背景と趣旨

障害福祉サービスのこれまでの流れを振り返ると、平成15年度に、社会基礎構造改革の一環として支援費制度が開始され、障害のある人の福祉サービスについては、これまでの措置から障害のある人が自らの選択に基づいてサービスを利用する契約へとサービス形態が移行しました。そして、支援費制度は、利用者数が飛躍的に増加するなど、障害のある人の地域生活を支えるサービスとして定着してきました。しかし、一方で、サービス利用が増加傾向にあるにもかかわらず、ホームヘルプサービス等をはじめとする居宅介護事業等の整備が十分でないことや精神障害者に対する福祉サービスが支援費制度の対象外となっていることもあります。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離するなどの現状が見られることから、障害のある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、地域生活への移行支援や就労支援、相談支援といった課題が浮き彫りとなりました。

そこで、国ではこのような課題への対応を図るため、平成17年10月に「障害者自立支援法」を成立させ、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため障害者福祉施策の抜本的な見直しが行われました。障害者自立支援法では、障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービス見込み量等を定める「障害福祉計画」を策定することとされています。

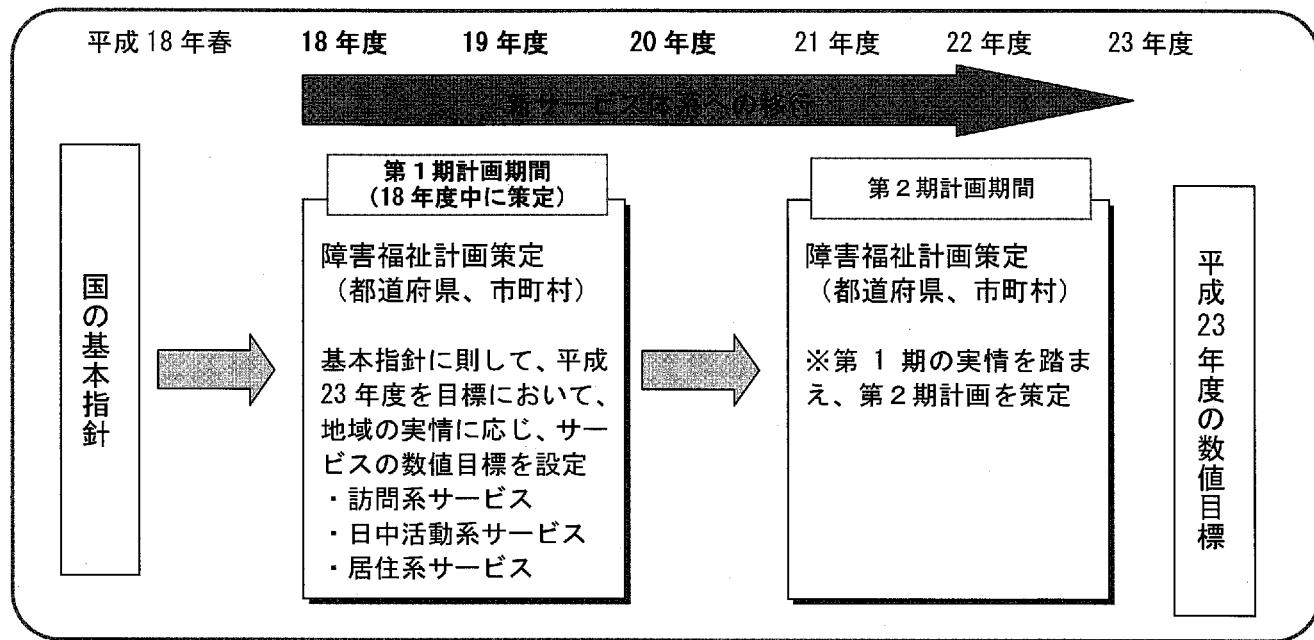
藤井寺市では、「障害福祉計画」と「障害者計画」を一体的に策定する中で、障害のある人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、総合的な支援体制の確立と障害福祉サービス提供基盤の整備・充実をめざします。

【定めることとされている事項】

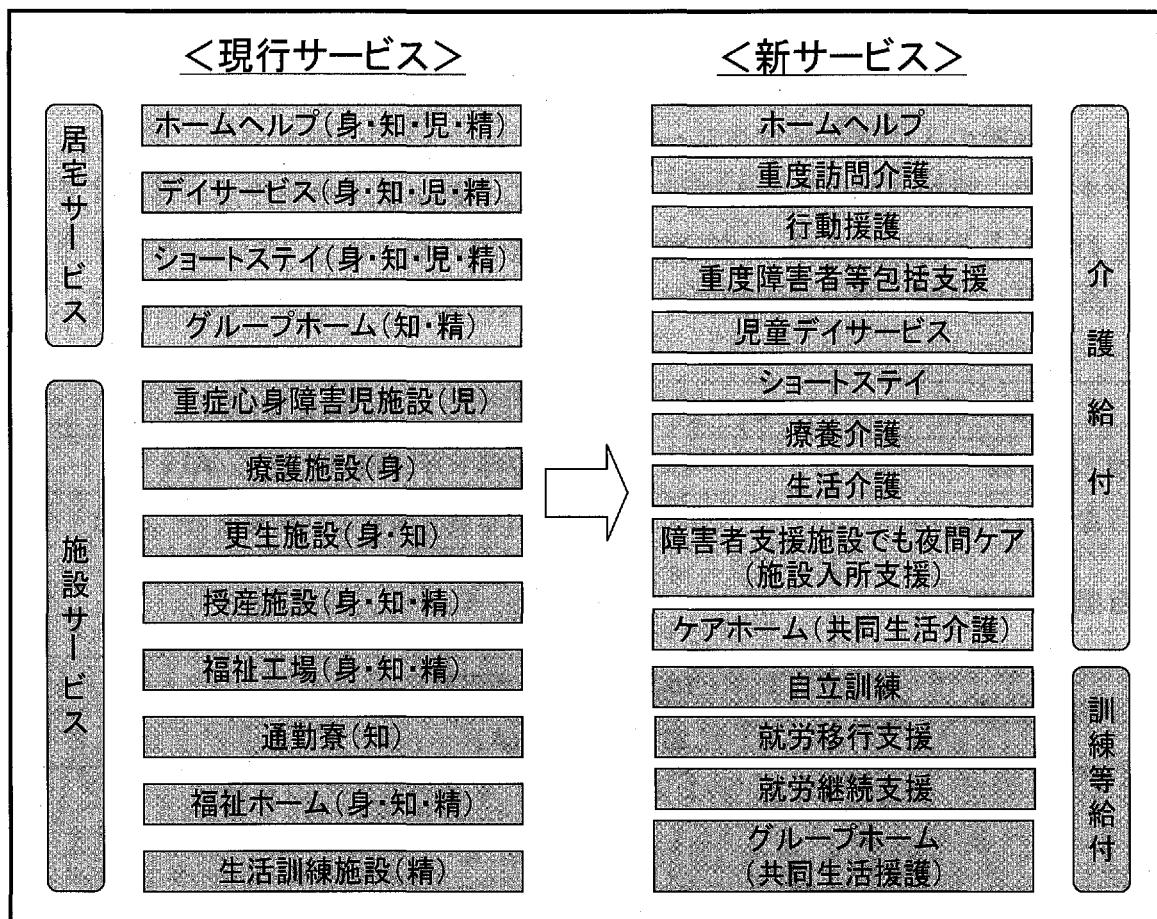
この計画は、障害者自立支援法に基づき、国の示す基本指針にそって、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量、提供体制の確保に関する方策等を定めるものです。

- 各年度における障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障害福祉サービス障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保の方策
- 地域生活支援事業の実施に関する事項

第2節 計画の構成（体系）



第3節 新サービスの体系



第2章 障害福祉サービス・地域生活支援事業の整備・充実

第1節 平成23年度の目標値の設定

1. 入所施設の入所者の地域生活への移行

入所施設の入所者の地域生活への移行について、国の指針では、平成23年度末までに、現在における入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。

項目	数値	考え方
現入所者数	69人	平成17年10月1日の人数 (A)
目標年度入所者数	63人	平成23年度末時点の利用見込み (B)
目標値(削減見込)	6人 9%	(A) - (B) = (C) (C) / (A)
目標値(地域移行数)	16人 23%	地域移行者数(D) (D) / (A)

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行について、国の指針では、平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という）の解消をめざし、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定することとされています。

項目	数値	考え方
現在数	10人	現在の退院可能な精神障害者数
目標値(減少数)	9人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

3. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の指針では、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上を目安として、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定することとされています。

項目	数 値	考え方
現在の年間一般就労 移行者数	2人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した 者の数 (A)
目標値(目標年度の年 間一般就労移行者数)	8人 400%	平成23年度に福祉施設を退所し、一般就労する 者の数 (B) (B) / (A)

第2節 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策

1. 訪問系サービス及び短期入所におけるサービスの見込み量

訪問系サービスの中の居宅介護では入浴、排せつ、食事など、居宅での生活全般にわたる介護を行います。重度訪問介護では重度の肢体不自由の人に対して、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出の際ににおける移動中の介護を総合的に行います。

行動援護では知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。

居宅介護については、過去の利用実績から、また実績のないサービスについてはアンケート調査の利用意向をもとに、全体的に増加を見込んでいます。

短期入所では、家で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。過去の利用者実績と、新制度施行以降の利用日数の状況をふまえ、各障害者手帳所持者のサービスの見込み量を算出しています。そのため、過去から利用者数の伸びがみられる各障害種別のサービスは増加しています。

(単位：時間分/月・人日分/月)

サービス見込み量		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
サービス種類	身体障害者	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	1,945 時間分	2,128 時間分	2,383 時間分
		短期入所	53 人日分	55 人日分	57 人日分
	知的障害者	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	304 時間分	361 時間分	412 時間分
		短期入所	127 人日分	146 人日分	167 人日分
	精神障害者	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	220 時間分	242 時間分	253 時間分
		短期入所	0 人日分	0 人日分	0 人日分
障害児	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	28 時間分	32 時間分	37 時間分	56 時間分
	短期入所	12 人日分	14 人日分	15 人日分	17 人日分
	合計	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	2,497 時間分	2,763 時間分	3,085 時間分
	短期入所	192 人日分	215 人日分	239 人日分	330 人日分

(資料：福祉課、各年 3月末)

2. 日中活動系サービス及び療育介護、及び児童デイサービスにおける見込み量

日中活動系サービスでは常時介護を必要とする人に対して、居宅などで入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。居住系サービスは、更生施設（入所 身体・知的）、授産施設（入所 身体・知的・精神）、福祉ホーム（身体・知的・精神）、療護施設（身体）、通勤寮（知的）、グループホーム（知的、精神）が対象となっています。

見込み量の算出にあたっては、国基本指針におけるサービス量の見込み方に即して、サービス見込み量推計ワークシートを活用し、新体系サービスへの想定移行率と利用見込み者数から、各サービスの利用見込み者数を算出しています。

（1）生活介護

生活介護は従来のサービスからの移行割合が高く、多くの人の利用が見込まれます。そのため、今後も利用者数の増加が見込まれます。

（単位：人日分/月）

サービス見込み量		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活 介 護	身体障害者	130	448	645	1,050
	知的障害者	0	1,393	1,924	2,814
	精神障害者	0	116	159	228
	合 計	130	1,957	2,728	4,092

（資料：福祉課、各年3月末）

(2) 自立支援（生活訓練）

自立支援（生活訓練）では、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練では、平成18年度が0人日分となっていますが、19年度以降、事業所の移行にともない、利用者数を見込んでいます。

(単位：人日分/月)

サービス見込み量		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立支援	身体障害者	0	60	82	112
	知的障害者	0	75	106	149
	精神障害者	0	65	96	152
	合 計	0	200	284	413

(資料：福祉課、各年3月末)

(3) 就労移行支援

就労移行支援では一般企業などへの就労を希望する人に対して、一定期間における生産活動やその他活動の機会の確保と提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労移行支援では、次のとおり見込んでいます。

(単位：人日分/月)

サービス見込み量		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	身体障害者	0	33	54	96
	知的障害者	0	963	978	269
	精神障害者	0	61	88	134
	合 計	0	1,057	1,120	499

(資料：福祉課、各年3月末)

(4) 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援（A型・B型）では通常の事業所で働くことが困難な方に、就労や生産活動などの機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援は、サービスの利用状況の高い知的障害者の利用を中心に、次とおり見込んでいます。

（単位：人日分/月）

サービス種別		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労継続支援	身体障害者	A型	0	0	8
		B型	0	61	113
	知的障害者	A型	0	0	27
		B型	30	124	203
	精神障害者	A型	0	8	27
		B型	0	66	113
	合 計	A型	0	8	62
		B型	30	251	429

（資料：福祉課、各年 3 月末）

(5) 旧法施設支援

旧法施設支援では平成 24 年 3 月末までに新体系に移行されるため経過措置が設けられており、更生施設、授産施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設、療護施設、生活訓練施設が日中活動系サービスの対象となっています。

旧法施設支援は、事業所の移行にともない、経過措置期間が終わる平成 23 年度には各サービスとともに 0 人日分となることを見込んでいます。

（単位：人日分/月）

サービス種別		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
旧法施設支援	身体障害者	594	437	279	0
	知的障害者	2,442	1,369	846	0
	精神障害者	572	458	327	0
	合 計	3,608	2,264	1,452	0

（資料：福祉課、各年 3 月末）

(6) 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うのですが、市では平成19年度から見込んでいく予定です。

(単位：人分/月)

サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
療養介護	0	3	3	3

(資料：福祉課、各年3月末)

(7) 児童デイサービス

障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。

児童デイサービスは利用者数が増加しており、今後も多少増加が予測されます。

(単位：人日分/月)

サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
児童デイサービス	13	15	17	21

(資料：福祉課、各年3月末)

3. 居住系サービスの見込み量

大阪府は「第3次大阪府障害者計画」に基づき身体障害者、知的障害者、精神障害者のグループホーム等を通じた地域生活支援の目標達成に向けて、市町村障害福祉計画を進めることを示しています。市のサービス利用状況やグループホームの整備状況をふまえ、大阪府から提示のあった「第3次大阪府障害者計画」の目標値に基づき、サービス必要量を見込んでいます。

(1) 共同生活援助、共同生活介護

共同生活援助（グループホーム）では夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）では夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

グループホーム、ケアホームは、地域生活に移行するうえでの生活の場として重要であり、施設退所が進むにつれ、利用者数の増加が予測されます。

居住系サービスの利用状況では平成15年以降、知的障害者の利用者数に増加の傾向がみられます。

(単位：人分/月)

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活介護	身体障害者	0	0	0	2
	知的障害者	14	16	19	27
	精神障害者	8	9	10	12
	合計	22	25	29	41

(資料：福祉課、各年3月末)

(2) 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

今後、状況に応じて、必要な人が利用できるよう努めていきます。

(単位：人分/月)

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	身体障害者	0	13	19	26
	知的障害者	0	30	40	50
	精神障害者	0	0	0	0
	合計	0	43	59	76

(資料：福祉課、各年3月末)

(3) 旧法施設入所

平成 24 年 3 月末までに新体系に移行するといった経過措置が設けられている旧法施設であり、更生施設（入所 身体・知的）、授産施設（入所 身体・知的・精神）、福祉ホーム（身体・知的・精神）、療護施設（身体）、通勤寮（知的）が居住系サービスの対象となっています。

旧法施設入所は、5 年間に新サービス体系に移行するため、平成 23 年度には 0 人分になることを見込んでいます。

(単位：人分/月)

サービス種別		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
旧法施設入所	身体障害者	25	11	7	0
	知的障害者	92	43	24	0
	精神障害者	0	0	0	0
	合 計	117	54	31	0

(資料：福祉課、各年 3 月末)

(4) 相談支援の見込み量

支給決定を受けた障害者またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

(単位：人分/月)

サービス種別		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	身体障害者	0	2	3	6
	知的障害者	0	3	5	10
	精神障害者	0	5	7	14
	合 計	0	10	15	30

(資料：福祉課、各年 3 月末)

4. 見込み量の確保の方策

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、サービス提供事業所、医療機関との連携を強化し、3障害や重度障害者への対応など、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう体制づくりを進めます。一方、府・周辺自治体と連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけるとともに、市内において独自にインフォーマルサービス等を実施しているNPOや障害者団体等に対して、障害福祉サービス事業への参入を働きかけるなど、新規参入の促進を図り、必要量の確保に努めます。

訪問系サービスにおいては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するため、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援といった新規サービスに関する情報提供に努めるとともに、大阪府や周辺市町と連携し、さまざまな機会を通じて3障害対応の訪問系サービスへの事業者の参入を働きかけ、サービス利用の確保に努めていきます。また、身近な地域で展開されている障害者団体などによるサービス提供の実情の把握・情報提供に努めます。

短期入所では今後、精神障害者の利用要件が緩和され需要が増加することをふまえ、大阪府と連携しながら、周辺市町村の事業所の利用確保に向けて調整していきます。

「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」に関しては、利用ニーズの把握に努め、サービス提供事業者等と連携しサービス調整を図るとともに、情報支援等を通じて事業者の移行を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。また、公共職業安定所や商工会議所、サービス提供事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センター等の関係機関、団体とのネットワークの形成やトライヤル雇用やジョブコーチ等の活用を促進しながら就労支援策の強化、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保等にも留意し、サービス提供体制の整備を進めます。

「共同生活援助」「共同生活介護」等の居住サービスについては、知的障害・精神障害のある人が仲間とともに、地域の中で必要な介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高いため、地域への理解促進、事業者への情報提供等を行い、事業者等と連携協働し、整備を進めていきます。また、「施設入所支援」については、認定審査を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用者の適正化と広域的な視点も含めたサービス調整に努めていきます。

日中活動系サービスにおける見込み量の確保の方策

日中活動系サービスでは、新体系サービスメニュー実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や周辺市町村並びに事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立していきます。

また、就労機会の拡充に向け、事業者や企業、大阪府をはじめ、関係機関などと連携しながら、就労支援の強化に努めています。一方、小規模通所授産施設や福祉作業所をはじめ、現行のデイサービス事業や短期入所における日中受け入れ、精神障害者地域生活支援センター（相談支援機能を除く）は、新体系への再編後も利用者の状況等に応じて、円滑にサービスが提供できるよう、事業者の意見の把握に努めるとともに、事業所ごとの利用者のニーズや今後の参入意向等の考え方などもふまえながら、基盤整備を進めています。

居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

大阪府並びに周辺市町村とも十分に連携を図りながら、グループホーム、ケアホームが地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知するとともに、新体系への再編後も安定的に運営できるよう、地域や事業者の理解を深め、サービス量の確保に努めています。

相談支援における見込み量の確保の方策

利用者の意向や心身の状況などをふまえ、一人ひとりに応じたサービス支給決定を行うため、相談支援専門員の育成をはじめ、地域自立支援協議会の設置を進め、質・量ともに充実したサービス提供に努め、見込み量を確保していきます。

第3節 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

1. 地域生活支援事業（必須事業）の量の見込み

（1）相談支援事業

相談支援事業は相談、情報提供、虐待防止、権利擁護のために必要な援助などを行う事業であり、障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居者等支援事業、成年後見制度利用支援事業などがあります。

大阪府では、相談支援体制の整備として市町村生活支援事業（身体障害）及び障害児（者）地域療育等支援事業（知的障害）を各市町村に1箇所、精神障害者地域生活支援センターについては障害保健福祉圏域ごとに2箇所整備することを目標に、その設置促進に取り組んできました。

今後、障害者相談支援事業の実施にあたって、市では現行の障害者生活支援センターの意見や今後新たな参入意向を示している事業者との意見等も十分ふまえつつ、これまでに同センターが蓄積してきた相談支援のノウハウや相談支援ネットワークを十分にいかし、相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

①障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などをを行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けて関係機関と連絡調整したり、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、平成19年度より地域自立支援協議会を中心とし、地域のさまざまな相談機能をいかしながら、障害種別に対応できる総合的な相談窓口の設置に努めていきます。

②成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用に向け、関係施設などと連携し、普及啓発を推進します。

(単位:箇所)

サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業	4	4	4	4
障害者相談支援事業	3	3	3	3
地域自立支援協議会	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 (住宅サポート事業)	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1

(資料:福祉課、各年3月末)

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な人について、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点字・音訳等支援事業を行います。

コミュニケーション支援事業の見込み量は、今後、対象となる障害者の推計を勘案し、平成15年度から3か年の手話通訳及び要約筆記派遣の実績を勘案して算出しています。

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要な通訳者、奉仕員を確保し、関係機関並びに関係団体等と連携し、その体制の充実・強化を一層図っていきます。

(単位:人、人日分)

	サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手帳 所持者 数	聴覚、言語障害(人)	210	210	210	210
	(内手話通訳必要数)	(40)	(40)	(40)	(40)
	(内手話要約筆記必要)	(2)	(2)	(2)	(2)
必要 総数	視覚障害(人)	210	210	210	210
	手話通訳等(人日分)	50	100	100	100
要約筆記(人日分)	6	12	12	12	

(資料:福祉課、各年3月末)

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある重度障害者に対し、日常生活上の便宜を図るために用具を給付または貸与します。

日常生活用具給付等事業の見込み量は過去の給付実績及び身体障害者手帳所持者数の増加に基づいて算出しています。

日常生活用具給付等事業の実施にあたっては、低所得者への配慮をはじめ、利用者の負担感やサービスを利用している人の実態をふまえ、府内市町村と歩調を合わせて利用負担額の上限設定や低所得者への軽減措置を含めた上限額の設定などに努めています。

(単位：件)

サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
身体障害者	255	529	559	649
知的障害者	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0
障害児	66	138	144	162

(資料：福祉課、各年3月末)

(単位：件)

サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護訓練支援用具	12	15	15	15
自立生活支援用具	16	32	32	32
在宅療養等支援用具	15	29	29	29
情報・意思疎通支援用具	17	34	34	34
排せつ管理支援用具	258	552	588	696
住宅改修費	3	5	5	5

(資料：福祉課、各年3月末)

(4) 移動支援事業

社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

移動支援事業の見込み量は、現在のサービス水準の確保を前提として、過去の実績にもとづいて、平成18年度以降の見込み量を算出しています。また、精神障害者に関しては過去3か年とも実績がみられないため、類推値として見込んでいます。

移動支援事業の実施にあたっては、低所得者への配慮をはじめ、利用者の負担感やサービスを利用している人の実態をふまえたうえで、府内市町村と歩調を合わせて利用負担額の上限設定や低所得者への軽減措置を含めた上限額の設定などに努めています。

(単位：時間、人/年)

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援 事業	身体	420人分	966人分	1,062人分	1,168人分
		7,980時間	18,354時間	20,189時間	22,208時間
	知的	320人分	368人分	404人分	537人分
		8,937時間	20,555時間	22,610時間	24,871時間
	精神	18人分	41人分	45人分	60人分
		210時間	483時間	531時間	584時間
	障害児	424人分	975人分	1,072人分	1,427人分
		7,022時間	15,448時間	16,993時間	18,692時間

(資料：福祉課、各年3月末)

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

また、地域活動支援センターの見込み量は、事業者の新体系サービスへの参入意向や利用者のニーズ等を勘案しながら、地域の実情をふまえて算出しています。

さらに、地域活動支援センター事業は、障害保健福祉圏域において小規模通所授産施設や福祉作業所をはじめ、現行のデイサービス事業や短期入所における日中受け入れ、精神障害者地域生活支援センターの利用者の状況等をふまえ、円滑なサービス提供が行われるように配慮して、実施していきます。

(单位:箇所、人/年)

サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
機能強化事業	2	3	4	4
地域活動支援 (箇所)	1	1	1	1
センターⅠ型 (人分)	2,376	5,280	5,280	5,280
地域活動支援 (箇所)	0	1	1	1
センターⅡ型 (人分)	0	3,600	3,600	3,600
地域活動支援 (箇所)	0	1	2	2
センターⅢ型 (人分)	0	3,268	6,072	6,600
日中一時支援事業 (箇所)	8	10	10	10
	(人分)	45	90	100
				110

(資料：福祉課、各年3月末)

2. 見込み量の確保の方策

制度の改正にともないサービス内容が低下しないよう、事業者等と連携し、相談支援専門員やガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記奉仕員など、人材の育成と確保を図り、質の向上と必要量の確保に努めます。また、新規サービスについては、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報提供を進め、サービスを必要とする人が利用できるよう、サービスの周知と利用の促進を図ります。

一方で、サービス内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう、利用ニーズの把握を行うとともに、事業者等と連携し、サービスを担う人材の育成と確保を図り、質の向上と必要量の確保に努めます。

地域生活支援事業は現行のサービスに基づき実施されるため、サービス利用に対する定率負担の導入などの制度変更にともない、サービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会などの積極的な実施に努めます。

また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めていきます。

第4節 用語説明（各種サービスの内容）

障害者自立支援法の施行にともなう新サービスは、次の内容になっています。

■介護給付

用語	説明
1 ホームヘルプサービス	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
2 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
3 行動援護	知的障害または精神障害によって、行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動の支援を行います。
4 重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
5 児童デイサービス	児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
6 ショートステイ	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
7 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。
8 生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
9 施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
10 ケアホーム（共同生活介護）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■訓練等給付

用語	説明
1 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
2 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
3 就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
4 グループホーム (共同生活援助)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■地域生活支援事業（※1～5は必須事業です）

用語	説明
1 相談支援事業	相談、情報提供、虐待防止、権利擁護のために必要な援助を行います。
2 コミュニケーション支援事業	聴覚、言語・音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な人について、手話通訳などを行う人の派遣等を行います。
3 日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある重度障害者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
4 移動支援事業	円滑に外出することができるよう、移動を支援します。
5 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターの機能を充実するとともに、創造的活動や生産活動の機会の提供などを行い、地域生活支援を促進します。

■地域生活支援事業（※6～16は任意事業です）

用語	説明
6 福祉ホーム事業	低料金での居室や設備の提供、その他の日常生活を援助します。
7 盲人ホーム事業	あん摩師、はり師、またはきゅう師の免許を有する人であって、自営し、または雇用されることの困難な人に対する施設利用や、必要な技術指導を行います。
8 訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
9 身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している人で、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス等の提供により、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援します。
10 重度障害者在宅就労促進特事業	情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行います。
11 更生訓練費・施設入所者就支度金給付事業	更生訓練費の支給や、訓練等を終了し就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給します。
12 知的障害者職親委託制度	一定期間、知的障害者の更生に熱意ある事業経営者等の職親（私人）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
13 生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行い、生活の質的向上や、社会復帰を促進します。
14 日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	日中における活動の場の確保及び、親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。
15 生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、自立した生活を推進します。
16 社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、社会参加を促進します。

第4部 計画の推進体制

第1章 推進基盤の整備

第1節 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、行政等関係機関との連携・協働が重要となります。そのため、「藤井寺市保健福祉計画推進協議会」等の機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めています。

第2節 保健、医療との連携

障害のある人のニーズが多様化する中、また、重度障害者への適切な対応や内部障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症、発達障害など新たな障害への対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、「藤井寺市保健福祉計画推進協議会」を活用し、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉の連携を強化します。

第3節 庁内推進体制の整備

障害者福祉施策については、教育、就労、保健・医療、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

第2章 計画の点検・評価

藤井寺市障害者計画は、藤井寺市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針や目標を定めた「基本計画」と藤井寺市における障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや障害福祉サービス等を確保するための方策などを事業計画として取りまとめた「障害福祉計画」との2部構成となっています。「基本計画」は、障害のある人に対する施策全般を推進するものであり、「障害福祉計画」は障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であることから、定期的に「藤井寺市保健福祉計画推進協議会」において点検し評価を行います。また、点検・評価の際には、「藤井寺市総合計画」において掲げている目標指標にも視点を置き、早期の目標達成に向けて取組みを進めます。

藤井寺市障害者基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	選出団体及び役職名	備考
学識経験者	安原 佳子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科助教授	委員長
障害者・ 福祉団体 関係者	楠野 征生	藤井寺市社会福祉協議会 会長	
	村田 隆盛	藤井寺市身体障害者福祉協議会 会長	
	杉江 徳久	心身障害児(者)父母の会 顧問	
	廣田 秋子	精神障害者まつしの家族会 代表	
関係機関	奥田 益弘	藤井寺市特別養護老人ホーム 施設長	
	佐藤 滋	藤井寺保健所 所長	

(ヒアリング)

障害者関係団体、関係機関

実施年月日	名称	備考
H19.1.16	藤井寺市心身障害児(者)父母の会	(知的)
同上	のぎく作業所	(身体)
同上	精神障害者小規模通所授産施設 まつしの	(精神)
同上	精神障害者まつしの家族会	(精神)
H19.1.19	社会福祉法人 賀光会賀光寮	(身体)
同上	藤共同作業所	(知的)
同上	障害者地域生活支援センター わっと	(精神・知的)
H19.2.9	藤井寺市身体障害者福祉協議会	(全般)

藤井寺市障害者計画策定の経緯

実施年月日	事 業 内 容
平成 18 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 回藤井寺市障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会資料基本項目及びアンケート調査（案）の説明 ・ 今後スケジュールについて
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「藤井寺市障害者実態調査」（アンケート調査）を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による配布、回収
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大阪府への中間報告」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標およびサービス見込み量の算定
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「藤井寺市障害者実態調査」報告書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の把握と課題の分析
平成 19 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内個別ヒアリング調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部門での取り組みと内容確認 ● 障害者関係団体ヒアリング調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉施策に関する意見・要望について
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者関係団体ヒアリング調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉施策に関する意見・要望について
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 2 回藤井寺市障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「藤井寺市障害福祉計画」（素案）について ● 第 3 回藤井寺市障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「藤井寺市障害福祉計画」（案）について ● 答申 <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井寺市長へ答申

藤井寺市障害者計画

平成 19 年 3 月

企画・発行 : 藤井寺市健康福祉部福祉課
大阪府藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号
電話 (072) 939-1111
実施・編集 : 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所